都 市 建 設

1 都　市　計　画　337

2 都　市　整　備　349

3 交　通　計　画　357

4 建　築　指　導　358

5 熊本駅周辺地域整備　361

6 住　宅　政　策　365

7 市　営　住　宅　367

8 道　　路　372

9 地　籍　調　査　374

10 自　転　車　対　策　377

11 公　共　用　地　取　得　378

12 河　　川　379

13 公　園　緑　地　382

14 土　木　セ　ン　タ　ー　383

1　都　市　計　画（都市政策課・開発景観課）

都市計画区域

大正８年４月、都市計画法が公布され、翌９年１月より施行された同施行令の規定に基づき、大正１２年７月当時の市域 ３，０７１ｈａの全域を都市計画区域と決定、その後隣接町村が市域に編入されるに従って都市計画区域も逐次拡張され昭和３３年には、１４，５２４ｈａが都市計画区域として決定された。

さらに、昭和４３年６月新都市計画法が施行されたことにより、昭和４６年５月１８日従来の市域だけの都市計画区域から隣接町を包含する１市９町の熊本都市計画区域が指定された。

熊本都市計画区域は、その後の市町合併や政令指定都市移行に伴う区域再編等により、現在、熊本市（旧城南町の一部、旧河内町を除く）、合志市、菊陽町、益城町、嘉島町の行政区域で構成され、熊本市は熊本都市計画区域の中核をなしている。

戦前の都市計画

本市においては、大正１２年７月より都市計画法を適用し、計画の体系が次のように定められた。

昭和 3年	都市計画道路の決定	30路線	延長64,000m	
昭和 4年	用途地域決定	2,800.5ha		
	うち住居地域	1,730.2ha	工業地城	566.2ha
	商業地域	395.7ha	未指定	108.4ha
昭和 5年	風致地区の決定	1,070.59ha		
	本妙寺山、立田山、水前寺、八景水谷、江津湖、花岡山、万日山の７カ所			

さらに、昭和６年、組合による区画整理が施行され、今日の土地区画整理事業の基をなしている。

街路事業の施行は、当初産業・交通及び軍事的要求にそった道路から着手されたが、当時施行された熊本駅・迎町国道交差点を結ぶ産業道路、さらにそれを延長した子飼橋方面に通ずる道路及び水前寺体育館・健軍市電終点間の都市計画道路は、現在の本市道路の根幹をなすものである。

戦後の都市計画

戦後、本市は戦災復興計画基本方針に基づき恒久的復興計画を策定した。

都市機能の向上、衛生面、都市美の増進等、近代都市としての形態を整えながら急速な復興が行われることを企画し、また、これらの観点から戦前決定された都市計画について、根本的に検討を加え、適正を欠くものについてはこれを改めることとした。

この結果、昭和２１年、用途地域、都市計画道路を新たに計画決定し、同時に戦災地とその隣接地域における土地区画整理事業として戦災復興土地区画整理事業が決定され、その後、防火・準防火地域や下水道、ごみ焼却場、汚水処理場等の衛生・清掃施設が決定された。また、経済が向上し、道路事情が良くなるに伴い、住宅建設の気運が高まり郊外へ向け市街地の拡大現象が現れてきた。そのため、都市計画による区画整理が施行されており、さらに新しい都市計画法により、昭和４６年には、無秩序な市街地の拡大を防止するため、市街化区域、市街化調整区域の決定がなされた。

近年の都市計画

その後、市街地形成の状況及び住宅地需給の実態をふまえ、昭和５６年４月２日に市街化区域及び市街化調整区域の第１回の見直しが行われるとともに、昭和５８年４月３０日には、流通業務団地予定地（約５３ｈａ）が市街化区域に編入され、平成３年２月１日の飽託四町との合併等を経て、平成１１年３月３１日に第３回の市街化区域、市街化調整区域のさらなる見直しが行われた。平成１５年４月９日には、熊本港地区（約５３ｈａ）が市街化区域に編入された。その後、平成２１年５月２９日の第４回見直し、平成２４年４月１日の政令指定都市移行に伴う区域再編、平成２７年５月２９日の第５回見直しを経て、現在、熊本都市計画区域面積は５２，７４０ｈａで、うち市街化区域１２，５８３ｈａ、市街化調整区域４０，１５７ｈａである。熊本市はこの区域全体の６７．２％（３５，４３３ｈａ）、市街化区域の８５．８％（１０，７９５．４ｈａ）、市街化調整区域の６１．４％（２４，６３７．６ｈａ）を占めている。

市街化区域については、平成４年の都市計画法及び建築基準法の一部改正に伴い、住環境の保護、市街地形態の多様化に対応するため、平成８年６月に用途地域の変更を実施している。

土地の高度利用と都市機能の更新を図るため、昭和６１年３月に熊本駅前北地区、平成８年８月に手取本町地区、平成１０年９月に上通Ａ地区、平成１７年１０月に熊本駅前東Ａ地区、平成２６年４月に桜町地区に高度利用地区を決定し、地区の特性にふさわしいまちづくりのために、これまで２０地区で地区計画を決定している。

市街化調整区域については、農林漁業との健全な調和を図り合理的な土地利用を図っている。

（１）用途地域（都市政策課）

熊本都市計画用途地域（別添折込図）

用途地域の規模

（平28.3.31現在）

区　分	熊本都計区域		市　域			容積率	建ぺい率	後退距離	高さの限度
	面積 ha	構成比 %	面積 ha	構成比 %	全市域面積対比 %	%	%	m	m
第一種低層住居専用地域	1,444.3	11.5	1,068	9.9	2.7	60 80 100	30 40 50	1.0 1.0 1.0	10 10 10
第二種低層住居専用地域	155.5	1.2	107	1.0	0.3	80 80 100 100	40 40 50 50	1.0 － 1.0 －	10 10 10 10
第一種中高層住居専用地域	3,180.6	25.3	2,562	23.7	6.6	100 150 200	40 60 60	－	－
第二種中高層住居専用地域	2,754.2	21.9	2,552	23.6	6.6	100 150 200	50 60 60	－	－
第一種住居地域	1,394.2	11.1	1,176	10.9	3.0	200	60	－	－
第二種住居地域	727	5.8	641	5.9	1.6	200	60	－	－
準住居地域	274.9	2.2	224	2.1	0.6	200	60	－	－
近隣商業地域	578.8	4.6	539	5.0	1.4	200 300	80	－	－
商業地域	385	3.1	385	3.6	1.0	400 500 600	80	－	－
準工業地域	1,193.4	9.5	1,176	10.9	3.0	200	60	－	－
工業地域	495.7	3.9	366	3.4	0.9	200	60	－	－
合　計	12,583.6	100.0	10,796	100.0	27.7				

（２）高度利用地区（都市政策課）

（平28.3.31現在）

種類	面積(ha)	建築物の容積率の最高限度及び最低限度		建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の建築面積の最低限度(㎡)
		最高限度	最低限度		
熊本駅前北地区	約0.5	60／10	20／10	8／10	200
手取本町地区	約1.0	70／10	30／10	7／10	200
上通Ａ地区	約1.1	70／10 50／10	30／10 20／10	7／10	200
熊本駅前東Ａ地区	約1.4	60／10	20／10	8／10	200
桜町地区	約3.7	60／10	20／10	8／10	200
合計	約7.7	—	—	—	—

（３）風致地区（都市政策課）

（平28.3.31現在）

名称	面積(ha)	位置
花岡山・万日山	約 77	横手1・2・3丁目、春日4・5・6丁目、池上町、戸坂町
八景水谷	約 10	八景水谷1丁目
立田山	約 345	清水町大字兎谷、兎谷2・3丁目、龍田3丁目、龍田陣内1・2丁目、 清水万石1・2・4・5丁目、室園町、黒髪4・5・6・7・8丁目　他
水前寺	約 10	水前寺公園
江津湖	約 238	出水1・2丁目、江津1丁目、健軍4・5丁目、湖東2・3丁目、 神水本町、広木町、水源1丁目、江津3丁目、下江津1・5・6丁目　他
本妙寺山	約 551	島崎5・6・7丁目、花園4・6・7丁目、谷尾崎町　他
千金甲	約 367	谷尾崎町、池上町、上松尾町、中松尾町、上高橋町、小島8丁目、 小島9丁目　他
計	約1,598	

（４）駐車場整備地区（都市政策課）

（平28.3.31現在）

位置	面積(ha)	指定年月日
市中心街	約143.9	昭和45年4月10日

（５）防火地域及び準防火地域（都市政策課）

（平28.3.31現在）

地域名	面積(ha)
防火地域	約 118.0
準防火地域	約1,490.0

熊本市都市計画総括図

（熊本都市計画区域）

1:50,000

（６）都市計画道路（都市政策課）

ア　都市計画道路一覧（市域内）

熊本都市計画区域　　（平28.3.31現在）

区分	規模	一連番号	都市計画道路名	主なる幅員(m)	主なる車線の数	計画決定延長(m)	整備済延長(m)
1	4	1	熊本西環状線	21	4	12,420	0
1	4	2	池上インター線	37	4	990	0
1	5	3	花園インター（自専道）線	15	2	770	0
3	1	1	新南部四方寄線	40	4	6,690	5,010
3	2	2	新市街水前寺線	36	6	4,420	4,420
3	2	3	弓削近見線	36		15,480	15,270
3	2	4	近見沖新線	36	6	8,530	8,530
3	2	5	熊本駅北部線	30	4	9,230	8,980
3	2	6	南熊本駅新町線	30	4	2,010	1,710
3	3	7	熊本駅帯山線	22	4	7,310	7,020
3	3	8	二本木新大江線	22	4	4,540	4,120
3	3	9	池田町花園線	25	4	1,500	0
3	3	10	子飼新大江線	22	4	1,870	1,870
3	3	11	船場神水線	25	4	4,670	1,800
3	3	12	本荘犬渕線	25	4	5,050	5,050
3	3	13	水前寺秋津線	22		4,950	4,950
3	3	14	野口清水線	25	4	11,790	5,620
3	5	16	水前寺駅西水前寺線	15	2	180	180
3	3	17	東町空港線	22		2,210	2,210
3	3	18	南高江富合線	25	4	7,070	7,070
3	1	19	弓削原水線	40		490	490
3	4	20	上熊本藤崎宮線	20		1,930	1,930
3	4	21	上熊本細工町線	19	2	3,030	2,450
3	3	22	砂取健軍線	22		2,190	2,190
3	4	23	新土河原小島線	20	4	3,910	3,250
3	4	25	熊本駅城山線	16	2	1,980	1,370
3	4	26	新町戸坂線	16	2	1,720	690
3	4	27	段山島崎線	16	2	2,220	950
3	4	28	戸坂花園線	16	2	1,460	0
3	4	29	上熊本法成寺線	16-30	2	2,280	750
3	4	30	手取本町清水線	16		3,830	610
3	4	31	麻生田三里木線	16		3,440	3,440
3	4	32	高平麻生田線	16	2	3,910	1,920
3	4	33	楡木麻生田線	16	2	980	120
3	4	34	下南部画図線	16		8,930	3,820
3	4	35	新外秋津線	16	2	2,810	1,500
3	4	36	出水町国府東水前寺線	15	2	2,280	790
3	4	37	水前寺画図線	16	2	3,600	3,100
3	3	38	新市街御船インター線	25	4	6,140	6,140
3	4	39	長六橋川尻線	17.5		7,600	7,600
3	3	40	新土河原出水線	25	4	5,740	4,880
3	4	41	二本木蓮台寺線	16	2	1,350	1,350
3	4	42	大窪山下線	16		100	100
3	5	44	南千反畑大江線	15		1,850	1,850
3	5	45	上熊本弓削線	12	2・4	10,570	0
3	5	46	船場本山線	12		920	600
3	4	47	平田田迎線	16	2	1,760	1,760

区分	規模	一連番号	都市計画道路名	主なる幅員(m)	主なる車線の数	計画決定延長(m)	整備済延長(m)
3	5	54	刈草薄場線	12	2	820	720
3	3	55	保田窪菊陽線	25		6,190	6,190
3	3	61	四方寄鹿子木線	25	4	2,480	0
3	2	62	春日池上線	30	4	1,870	1,870
3	4	63	田崎春日線	18	2	910	910
3	4	64	熊本駅南線	18	2	290	120
3	4	65	熊本駅西口線	18	2	90	90
3	3	66	花園インター(一般道)線	21-25	4	1,320	0
3	4	67	花園池亀線	16	2	1,160	0
3	4	68	上熊本駅西口線	16	2	450	0
3	4	69	平尾向坂線	16	2	5,500	0
3	5	70	南環状線	14	2	1,060	0
3	4	71	岩野小山線	16	2	1,030	1,030
3	4	72	東西線	16	2	1,680	270
3	4	73	植木停車場投刀塚線	18	2	1,140	395
3	5	74	一木鐙田線	14	2	2,000	0
3	4	75	北環状線	17	2	820	58
3	3	76	平尾鐙田線	28	4	6,780	0
3	4	77	中央線	17	2	740	434
3	5	78	小町通り線	12	2	120	0
3	4	79	一木鞍掛線	16	2	880	260
3	4	80	滴水平野線	16	2	550	0
3	5	82	清藤志々水線	14	2	1,010	560
3	4	83	フラワー通り線	16		780	780
3	4	84	上宮地線	16		560	560
3	5	85	東阿高今線	14		3,160	0
3	5	86	松ノ平線	14		530	530
3	5	87	新御堂線	14		180	180
3	5	88	パイン通り線	12		850	600
3	6	89	浜戸川線	11		920	0
7	7	3	鹿児島本線側道1号線	6	－	430	430
7	7	4	鹿児島本線側道2号線	6	－	900	460
7	7	5	鹿児島本線側道3号線	6	－	290	290
7	7	6	鹿児島本線側道4号線	6	－	260	0
7	7	7	鹿児島本線側道5号線	6	－	200	0
7	7	8	鹿児島本線側道6号線	6	－	90	90
7	7	9	鹿児島本線側道7号線	6	－	590	290
7	7	10	鹿児島本線側道8号線	6	－	320	160
7	7	11	鹿児島本線側道9号線	6	－	530	420
7	7	12	鹿児島本線側道10号線	6	－	350	250
7	7	13	鹿児島本線側道11号線	6	－	200	200
7	7	14	鹿児島本線側道12号線	6	－	360	360
7	7	15	鹿児島本線側道13号線	6	－	350	200
7	7	16	豊肥本線側道1号線	6	－	250	0
7	7	17	鹿児島本線側道14号線	6	－	400	0
7	7	18	鹿児島本線側道15号線	6	－	180	0
8	7	1	新屋敷長溝線	4	－	1,550	1,280
8	7	2	南高江元三線	7	－	1,880	1,880
合計			95　路　線			253,700	157,967

イ　都市計画及び道路整備の規模別分類

(平28.3.31現在)

	区分 規模別	都市計画決定延長（m）				道路整備済延長（m）					
		市街化区域（用途指定区域）	市街化調整区域（用途無指定区域）	計画決定延長	比率（%）	市街化区域（用途指定区域）	進捗率（%）	市街化調整区域（用途無指定区域）	進捗率（%）	整備済延長	進捗率（%）
熊本都市計画区域	3・1	6,310	870	7,180	2.8	4,770	75.6	730	83.9	5,500	76.6
	3・2	31,670	9,870	41,540	16.4	30,910	97.6	9,870	100.0	40,780	98.2
	3・3	57,570	24,230	81,800	32.2	44,820	77.9	13,800	57.0	58,720	71.8
	1・4 3・4	66,180	22,930	89,110	35.1	37,042	56.0	5,245	22.9	42,407	47.6
	1・5 3・5	22,670	1,350	24,020	9.5	5,000	22.1	220	16.3	5,220	21.7
	3・6	920	0	920	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	7・7	5,700	0	5,700	2.2	2,180	38.2	0	0.0	2,180	38.2
	8・7	3,430	0	3,430	1.4	3,160	92.1	0	0.0	3,160	92.1
	合計	194,450	59,250	253,700	100.0	127,882	65.8	29,865	50.4	157,967	62.3

※整備済延長：計画幅員により供用開始されている区間延長

（７）駅前広場（都市政策課）

(平28.3.31現在)

広場名	面積（㎡）	摘要
熊本駅東口駅前広場	14,200	都市計画道路3・3・ 7号　熊本駅帯山線
熊本駅西口〃	5,700	〃 3・4・65〃　熊本駅西口線
（熊本駅）交通広場	3,800	〃 3・3・ 7〃　熊本駅帯山線
（南熊本）駅前広場	3,850	〃 3・2・ 6〃　南熊本駅新町線
水前寺〃	2,100	〃 3・5・16〃　水前寺駅西水前寺線
上熊本駅東口〃	2,700	〃 3・4・21〃　上熊本細工町線
上熊本駅西口〃	2,400	〃 3・4・68〃　上熊本駅西口線
（西熊本）〃	3,900	〃 3・5・54〃　刈草薄場線
（光の森駅）交通広場	2,200	〃 3・3・58〃　武蔵ケ丘東中央線
水前寺駅北〃	1,100	都市計画交通広場1号　水前寺駅北交通広場

（８）景観整備（開発景観課）

ア　都市景観

地域の特性を生かした良好な景観の形成を総合的に推進し、文化と歴史にはぐくまれた快適な市民生活の確保に寄与するために本市では平成２１年１０月に熊本市景観計画を策定し、平成２２年１月に、景観法に基づく届出に移行した。

この制度は熊本城や水前寺・江津湖の周辺地域等においては、これらを活かし熊本らしさを際立たせるような、また、その他の地域においてはそれぞれの地域の特色を活かした良好な景観の形成を目指している。

大規模行為届出件数

（平成27年度）

種　類	建築物	工作物	さく・塀	開発行為	土　　石	計
件　数	101	30	2	67	2	202

特定施設届出件数　19件

イ　屋外広告物

平成８年４月の中核市移行に伴い屋外広告物法に関する事務を県から引き継いだ。

この事務は景観の大きな要素である屋外広告物を規制・誘導し、歴史と自然を活かした良好な景観形成と快適な環境の維持を目的としている。

事務内容としては、屋外広告物の許可、違法なはり紙・はり札・立看板等の除却、違法ポスターの減少を目的としたコミュニティボードの運営を行っている。

屋外広告物許可件数

（平成27年度）

種　類	許可	更新許可	電柱等	計
件　数	257	620	12	889

除却件数

（平成27年度）

種　類	はり紙	はり札	立看板	その他	計
件　数	5,065	885	135	7	6,092

（９）開発指導（開発景観課）

都市の秩序ある発展を図るために、開発行為の指導を行っている。

開発許可件数

区分＼年度		23	24	25	26	27
市街化区域	件　数	65　※	80　※	79	61	54
	面積（㎡）	229,798　※	211,859　※	219,702	169,506	133,346
市街化調整区域	件　数	134	159	199	167	172
	面積（㎡）	294,064	222,082	222,326	217,832	222,993
計	件　数	199	239	278	228	226
	面積（㎡）	523,862	433,941	442,028	387,338	356,339

※非線引区域を含む。

市民の安全な生活環境の整備を図るために、宅地造成等規制区域においては、宅地造成の指導を行っている。

宅地造成等規制法による許可件数

区分＼年度	23	24	25	26	27
許可件数	9	5	5	7	4

２　都　市　整　備（都心活性推進課・植木中央土地区画整理事業所）

（１）中心市街地の活性化

本市の顔である中心市街地のにぎわいづくりのため、旧熊本市において、平成１９年３月に「熊本市中心市街地活性化基本計画」を策定し、同年５月に内閣総理大臣の認定を受けた。また、平成２２年３月の市町村合併で「新熊本市」となった旧植木町においても、平成２１年９月に「植木町中心市街地活性化基本計画」を策定し、同年１２月に内閣総理大臣の認定を受けており、この合併を契機として、２つの計画区域を「熊本地区」、「植木地区」として認定基本計画の変更を行った。

熊本地区の計画では、熊本城、通町筋・桜町周辺から、新町・古町、熊本駅周辺までの約４１５haの区域を中心市街地と位置づけ、平成２３年度までに５２の事業を推進した。平成２４年度からは新たに策定した２期計画（計画期間は平成２８年度までの５年間）に基づき、１期計画からの継続事業や民間事業を含めた、実効性のある６５の事業を推進することとしている。（※別紙参照）

植木地区の計画では、植木中央土地区画整理事業施行中の国道３号沿いに形成された中心商業地と公共公益施設等が集積している区域の５８．１haを中心市街地と位置づけ、平成２７年１１月までに民間事業を含めた実効性のある２０あまりの事業を推進した。

今後とも、本市の歴史・文化、既存の都市機能を最大限に活かしながら、官民一体となって新たな魅力と活力の創造に取り組んでいく。

さらに、平成２８年熊本地震を受け、熊本地区では、防災機能の向上を図り、桜町・花畑周辺地区や陸の玄関口である熊本駅周辺地区の再整備を進めることで更なるにぎわいの創出に取り組んでいく。

（２）市街地再開発

本市の既成市街地においては、これまでの都市化の進行の一方で、交通問題・用途混在・建築物の老朽化などの都市的環境悪化や機能更新の必要性などが顕在化してきている。

市街地再開発事業等では、道路・公園等の都市基盤と建築物との総合的な整備により、都市問題の改善を目指す。

ア　市街地再開発事業

市街地再開発事業は、市街地の土地の合理化かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備を行う事業である。

本市においては、組合施行により、平成４年度に熊本駅北地区、平成１３年度に手取本町地区、上通Ａ地区を施行しており、市施行の事業では、熊本駅前東Ａ地区が施行され、平成２４年度に完成した。

また、桜町地区では、会社施行により、バスターミナルや商業施設、公益施設等を備え、防災機能の向上に資する多機能複合施設の建設が、平成31年度の完成に向けて進められているところである。

市街地再開発事業の実施地区（４地区）※事業完了地区のみ

地　　区	熊本駅北地区 （事業完了）	手取本町地区 （事業完了）	上通Ａ地区 （事業完了）	熊本駅東Ａ地区 （事業完了）
施行者	組　　合	組　　合	組　　合	市
事業年度	昭 61～平 4	平 8～13	平 9～13	平 17～24
地区面積 (ha)	約 0.5	約 1.0	約 1.1	約 1.4
敷地面積 (㎡)	約 2,400	約 5,700	約 9,000	約 7,300
建築面積 (㎡)	約 1,900	約 4,400	約 6,800	約 5,010
延床面積 (㎡)	約 15,800	約 48,100	約 57,100	約 52,400
建物の 規模構造	SRC＋RC 造 地上 11 階 地下 2 階	SRC＋RC＋S 造 地上 10 階 地下 3 階	SRC＋RC＋S 造 地上 14 階 地下 2 階	RC+S 造 地上 35 階 地下 1 階
用　　途	ホテル	商業・公益・医療・ 業務施設等	商業・ホテル・業務・ 美術館・財団施設・ カルチャー等	商業・業務・住宅・公益
事業の経過	昭 61.4 高度利用地区の都市計画決定及び事業の都市計画決定 昭 61.9 組合設立（施行認可）公告 平 2.9 施設建築物工事起工式 平 3.3 権利変換計画認可 平 4.8 施設建築物工事竣工 平 5.3 組合解散認可	平 8. 8 高度利用地区の都市計画決定及び事業の都市計画決定 平 9. 3 組合設立（施行認可）公告 平 11. 8 権利変換計画認可 平 11.12 施設建築物工事起工式 平 14. 3 施設建築物工事竣工 平 14.12 組合解散認可	平 10. 9 高度利用地区の都市計画決定及び事業の都市計画決定 平 11. 1 組合設立（施行認可）公告 平 11. 9 権利変換計画認可 平 12. 1 施設建築物工事起工式 平 14. 3 施設建築物工事竣工 平 14.11 組合解散認可	平 17. 10 高度利用地区の都市計画決定及び事業の都市計画決定 平 18. 2 事業認可公告 平 20. 5 都市計画決定変更 平 20. 9 管理処分計画認可 平 21. 4 施設建築物工事着工 平 24. 2 工事の完了の公告 平 24. 3 再開発事業の清算

イ　優良建築物等整備事業

優良建築物等整備事業は、市街地環境の整備改善や良好な市街地住宅の供給等を図るため、優良な建築物及び建築敷地の整備を行う事業である。

タイプ別に市街地の再開発を目的とする「優良再開発型」、市街地住宅の供給を目的とする「市街地住宅供給型」、既存建築物ストックを、現在の居住ニーズにあわせ再生することを目的とする「既存ストック再生型」がある。さらに、「優良再開発型」は、共同化タイプ、市街地環境形成タイプおよびマンション建替タイプの３つのタイプに分けられる。

優良建築物等整備事業の実施地区　※事業完了地区のみ

地　　区	施行者	事業年度	地区面積 (ha)	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	用　　途	タイプ
下通地区 （事業完了）	民　間	平4～5	0.12	902	630	5,467	商業施設・銀行	優良再開発型
新町地区 （事業完了）	〃	平10～11	0.06	579	333	2,337	共同住宅（25戸）	優良再開発型
植木一丁目 （事業完了）	〃	平24～25	0.05	465	226	1,076	共同住宅（15戸）	市街地 住宅供給型
長浦地区 （事業完了）	〃	平25～26	0.08	761	241	711	共同住宅（12戸）	市街地 住宅供給型
植木二丁目 （事業完了）	〃	平26～27	0.08	816	454	2,190	共同住宅（24戸）	市街地 住宅供給型

（３）土地区画整理事業

ア　現状

本市の土地区画整理事業は、戦前では昭和６年に組合施行による国府第一土地区画整理事業、翌７年に水前寺土地区画整理事業、大江東部土地区画整理事業を施行し、戦後は国の方針に基づく戦災復興土地区画整理事業の着工を見た。また、市施行の事業では、東部地区の東部第一土地区画整理事業、西部地区の西部第一土地区画整理事業が完成した。そのほか市内各所で、住宅地開発を目的とする事業が、組合等の施行により逐次行われており、戦前戦後を通じ５５地区（１，６６０．１ｈａ）において、計画的な市街地が造成されている。

現在市内で施行中の土地区画整理事業

（平 27.4.1 現在）

地区名	施行者	法分類（条項）	施行面積（ha）	認可年月日	減歩率（%）	公共減歩率（%）	施行年度	総事業費（千円）
熊本駅西	市	3～4	18.1	13.12.10	36.1 (19.8)	36.1 (19.8)	13～28	24,810,000
植木中央	市	3～4	17.5	12.2.21	19.6 (13.0)	19.6 (13.0)	11～30	14,747,000

完了地区名（５１地区）

国府第一、水前寺（組合）、大江東部、花岡山、戦災復興、健軍第二、秋津第一、国府第二、城東、東部第一、江津第一、秋津第二、清水、江津湖団地、長溝団地、万石団地、榎団地、託麻団地、楠団地、富ケ丘、国府第三、津ノ浦団地、武蔵ケ丘団地、烏ケ江、戸島南台、出水第二、出水第一、杉島鳥場、佐土原第一、城山上代、八王寺、田井島、水前寺、八分字、南部第一、戸坂、八幡、御幸笛田、清水亀井、城山大塘、前川原、大石崎、田迎東、八分字中道、西部第一、山ノ神二丁目、出仲間、出仲間九丁目、画図、陳内、城南中央、田井島南

※熊本駅西、植木の減歩率、公共減歩率の二段書きは、上段：減価買収前、下段：減価買収後

イ　今後の予定施行地区

良好な住宅環境を形成するため、施行中、施行予定の土地区画整理事業を適正に誘導・促進する。

なお、現在市域内では、２地区（３５．６ｈａ）で土地区画整理事業が実施されており、その他１地区では、事業実施に向け構想がなされている。

2期熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）の計画区域と掲載事業

1 計画区域

１期計画と同じ。区域面積は約４１５ヘクタール。

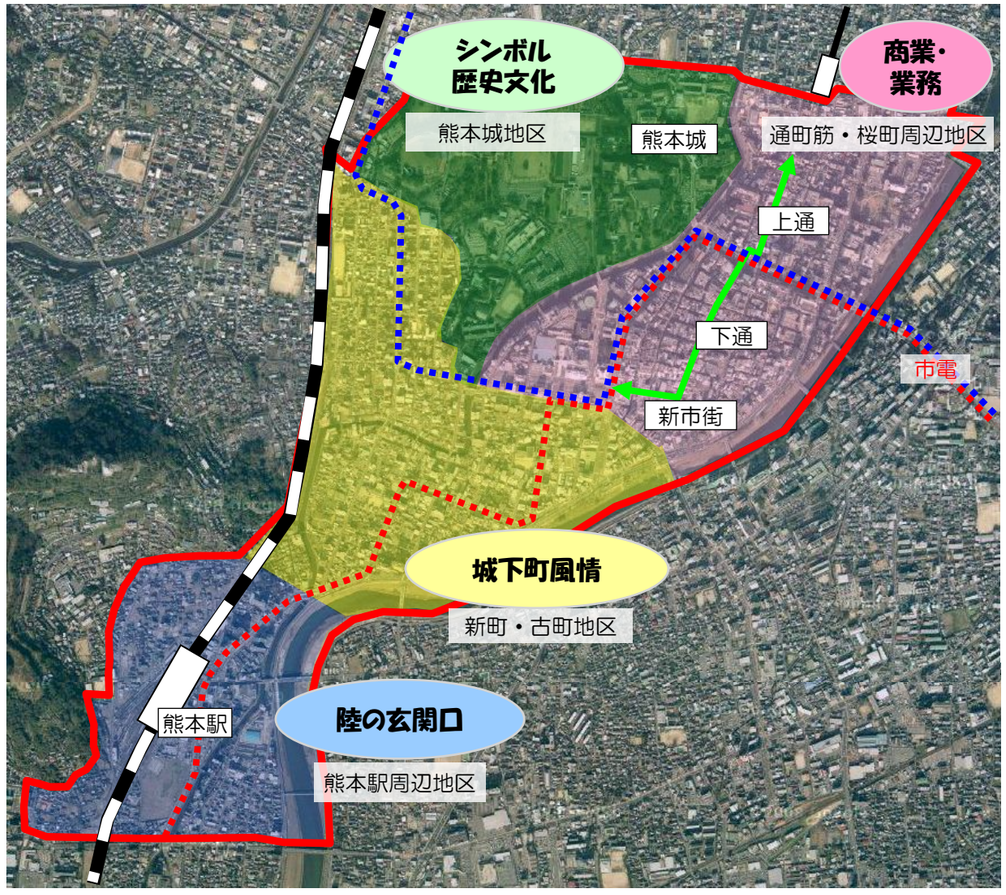

2 掲載事業

・計６５事業
　うち事業主体　市３２事業、県３事業、国２事業の３７事業
　　民間 １２事業
　　行政及び民間 １６事業

・２期から掲載の事業は３９事業（右表備考欄の○印＋◎印）
　うち２期計画期間から新たに取り組む事業は ２０事業（右表備考欄の◎印）

番号	事業名	備考	番号	事業名	備考
1-1	熊本駅周辺まちづくり推進経費		32	ブランド化推進協力店事業	◎
1-2	熊本駅周辺まちづくり推進事業		33	九州食品見本市(仮称)	◎
2-1	熊本駅西土地区画整理事業		34	農産物フェア開催事業	◎
2-2	熊本駅西土地区画整理事業(道路整備)		35	「夢未来みかん」祭り	○
2-3	地域創造支援事業(コミュニティセンター整備)		36	安全安心まちづくり推進事業	
3-1	花畑地区広場整備事業	◎	37	産業支援サービス業等立地促進事業	
3-2	暮らし・にぎわい再生事業(花畑地区)		38	企業立地促進事業	
4-1	市街地再開発等事業(桜町地区)		39	自転車駐車場整備等補助事業	○
4-2	市街地再開発等事業(桜町地区)(商業等基盤整備)		40	市内中心部放置自転車対策事業	○
5	桜町・花畑周辺地区まちづくり推進事業	○	41	違法駐車防止等啓発事業	○
6	JR鹿児島本線外1線連続立体交差事業		42	街なか花絵巻賑わい事業	◎
7	熊本駅周辺　街路事業		43	地下水都市熊本空間創出事業	
8	(仮称)銀座通り歩行空間整備事業		44	屋上等緑化助成事業	
9	白川緊急対策特定区間整備事業		45	市電軌道敷緑化事業	
10	新熊本合同庁舎の整備		46	城下町の風情を感じられる町並みづくり事業	○
11	熊本駅周辺都市機能誘導等推進事業		47	景観条例関連経費(景観重要・形成建造物)	
12	暮らし・にぎわい再生事業(熊本駅周辺地区)		48	熊本城第Ⅱ期復元整備事業	○
13	暮らし・にぎわい再生事業(熊本駅前東A地区)		49	熊本城石垣保存修理事業	
14	地域子育て支援拠点事業(ひろば型)	◎	50	超低床電車導入事業	○
15	MICE(マイス)施設整備事業	◎	51	電停改良事業	○
16	博物館展示整備事業	○	52	熊本市自転車利用環境整備事業	◎
17	ジェーンズ邸の移築復元事業	○	53	くまもと安心移動ナビプロジェクト推進事業	
18	記念館改善計画事業	○	54	市電乗車券等の利便性・付加価値向上対策事業	
19	(仮称)新町地区総合福祉施設整備事業		55	市電ロケーションシステム導入事業	◎
20	熊本市民健康フェスティバル	○	56	市電車両リフレッシュ事業	◎
21	あんしん住み替え相談窓口事業	○	57	合同庁舎跡地利用事業	◎
22	マンション管理適正化事業	○	58	アジアンホリデー	○
23	住宅・建築物耐震改修事業	○	59	蔚山広域市との交流推進事業	
24	安全・安心で美しい熊本づくり事業		60	「わくわく企画」マンガ・アニメを生かしたまちづくり	○
25	中心市街地活性化ソフト事業		61	熊本城マラソン事業	○
26	(仮称)上通3・4・5丁目アーケードECO改修事業	◎	62	近代(明治)くまもと講座・現地見学・出版事業	◎
27	(仮称)下通新天街アーケード照明LED化及び路面改修事業	◎	63	花畑公園再整備事業	◎
28	(仮称)新市街路面改修事業	◎	64	優良建築物等整備事業(下通A地区)	◎
29	中心市街地空き店舗等総合活用事業	◎	65	銀杏通り路面改修事業	◎
30	中心市街地活性化推進事業(中心商店街等が連携したイベント等)				
31	(仮称)中心市街地公衆無線LAN整備事業	◎			

３　交　通　計　画（交通政策総室）

（１）現　　状

本市における乗用車等の自家用自動車保有台数は、この１０年間（平成１７年度から平成２６年度）で約３４万７千台から約４３万台へと増加し、このモータリゼーションの進展を主な要因として、バスや電車などの公共交通機関の年間利用者数は、この５年間（平成２３年度から平成２７年度）で、市電及びJR・私鉄については年々増加傾向にあるものの、バスについては依然として減少を続けており、全体としても約５，５３８万人から約５，４７６万人へと約６２万人減少している。

公共交通機関利用者数の年次推移　　（単位：千人）

種別＼年度	23	24	25	26	27
バス	32,106	31,781	31,468	29,947	27,955
市電	10,194	10,287	10,896	10,877	11,031
ＪＲ・私鉄	13,078	13,474	14,360	14,611	15,775
合計	55,378	55,542	56,724	55,435	54,761

注）バスは主に都市圏外を運行する産交バスを除く５社局の利用者数計

（２）総合交通体系整備の考え方

①熊本市第７次総合計画

【まちづくりの重点的取組】２　ずっと住みたいまちづくり

(1)だれもが移動しやすく暮らしやすい都市をつくります。

【分野別施策】８章第３節：　だれもが安心して移動できる公共交通体系の確立

・公共交通ネットワークの維持・再構築　・主要交通拠点などの整備促進

・公共交通機関の利用促進　・公共交通空白地域などへの対応

②熊本市公共交通グランドデザイン（平成２３年度）

・基幹公共交通の強化　・バス路線網の再編　・公共交通空白・不便地域への対応

③第２次熊本市自転車利用環境整備計画、同実施計画（平成２３年度）

④熊本市公共交通基本条例制定（平成２５年４月１日施行）

市民及び事業者の参画と協働のもと、公共交通維持及び充実のための施策を総合的かつ計画的に推進する条例制定

⑤熊本地域公共交通網形成計画（平成２７年度）

・基幹公共交通の機能強化　・バス路線網の再編　・コミュニティ交通の導入　・公共交通の利用促進

（３）本市における交通施策の展開

①　パークアンドライドの実施（平成１２年度～）

・熊本バス中の瀬車庫、九州産交バス西部車庫、熊本電気鉄道北熊本駅で実施（都市圏全体では１０箇所実施）

②　超低床電車の導入（平成９年度～）＜交通局電車課＞　※８編成１６両導入（平成２７年度末）

③　天水・河内を運行するデマンド型みかんタクシーの導入・実施（平成１８年度～）

④　電停バリアフリー化事業（平成２１年度～）

⑤　芳野・太郎迫を運行するデマンド型オレンジタクシーの導入・実施（平成２２年度～）

⑥　新水前寺駅地区交通結節点改善事業（平成１８年度～平成２３年度）

⑦　ゆうゆうバスの導入・実施（平成２４年度～）

⑧　有料レンタサイクル社会実験（平成２４年度～平成２７年度）

⑨　公共交通空白・不便地域に対応したデマンド型乗合タクシー等のコミュニティ交通導入・実施（平成２５年度～）

⑩　基幹公共交通機能軸強化に係る城南方面における急行バス等の社会実験（平成２５年度）

⑪　熊本市電における交通系ICカード（でんでんｎｉｍｏｃａ）の導入（平成２５年度）

⑫　地域ＩＣカード（くまモンのＩＣカード）システムへの片利用環境構築支援（平成２６年度～平成２７年度）

⑬　バス乗換拠点改善調査事業（平成２６年度～）

⑭　熊本・川尻駅間新駅（西熊本駅）整備事業（平成２６年度～平成２７年度）

４　建　築　指　導（建築指導課）

（１）建築確認・検査等の申請状況

種別＼年度		23	24	25	26	27
申請件数	建築確認申請	424	347	401	330	308
	（内計画変更）	(29)	(28)	(34)	(33)	(25)
	指定確認機関申請	2,909	2,931	3,331	3,135	3,201
	（内計画変更）	(83)	(110)	(130)	(120)	(104)
	道路指定申請	75	46	37	33	38
	許可申請	110	93	117	100	91
	やさまち条例事前協議受付	271	265	239	250	278
	省エネ届出	309	252	297	290	253
	長期優良住宅認定	518	519	662	659	716
	ＣＡＳＢＥＥ届出	35	42	54	42	45
	低炭素建築物認定	—	—	6	10	38
現場検査	中間検査	8	1	8	10	7
	建築物竣工検査（計画通知含む）	458	347	366	377	337
	昇降機竣工検査（計画通知含む）	66	25	47	42	43
特殊申請	計画通知（工作物・昇降機除く）	64	55	71	52	51
	工作物等確認申請	51	31	48	25	28
	昇降機等確認申請	52	20	27	24	26

（２）建築指導パトロール等

ア　建築パトロール

違反建築の早期発見、防止を主目的に実施している。

イ　建築物防災査察

雑居ビルや大型店舗等の査察を防災週間中及び年末に消防局等と合同で実施している。

ウ　一斉公開パトロール

違反建築防止週間（１０月中旬）の１日間を公開による一斉パトロールの日と定めて、市内全域にわたって違反建築物の摘発、指導をしている。

２７年度においては、共同住宅等３０件を立入調査し工事施工の適正指導を行った。

（３）違反建築物取扱件数

（平成27年度）

違　　反　　事　　項	違反該当法令	違反件数
確認申請手続	法第6条	34
中間検査申請手続	法第7条の3	0
法22条区域内の屋根及び外壁	法第22条又は第23条	2
避難施設等内装制限	法第35条	6
内装制限	法第35条の2	2
耐火構造等	法第27条又は第36条	4
構造耐力	法第20条又は第36条	8
敷地と道路の関係	法第43条	0
道路内建築制限	法第44条	2
私道の廃止又は変更の制限	法第45条	0
用途地域内の建築制限	法第48条	1
容積率制限	法第52条	0
建ぺい率制限	法第53条	1
一種低層住専および二種低層住専における外壁の後退距離	法第54条	0
一種低層住専および二種低層住専における絶対高さ制限	法第55条	0
道路斜線制限	法第56条第1項第1号	0
隣地斜線制限	法第56条第1項第2号	0
北側斜線制限	法第56条第1項第3号	0
日影による高さ制限	法第56条の2	0
高度利用地区の高さ制限	法第59条	0
防火・準防火地域内の構造	法第61条又は第62条	1
その他	法第87条第3項・法第88条第1項	2
計		63

（４）ぱちんこ店等の建築に関する指導要綱

この要綱は、ぱちんこ店等の建築に関する必要な事項を定めることにより、建築紛争の予防と調整を図り、もって近隣住民等の生活環境の保全に資することを目的として制定したもので、昭和６３年４月２０日より施行している。

平成２７年度届出件数：１件

（５）中高層建築物の建築に関する指導要綱

この要綱は、中高層建築物の建築に伴う紛争防止のため、建築主に対し、近隣住民への建築計画の周知の手続き等を定めることにより、建築主と近隣住民との「相互理解」を目的として制定したもので、昭和６３年１０月１５日より施行している。

平成２７年度届出件数：１００件

（６）建築協定

本市では、住宅地としての良好な住環境を高度に維持増進するため、建築基準法に基づく建築協定の推進に努めている。現在、本市における協定の延べ件数は２９件となっている。

（７）エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）に基づく届出

３００ｍ^{2}以上の建築物を新築・増改築する場合、又は、２，０００ｍ^{2}以上の建築物の大規模修繕を行う場合に、その建築物の建築主は、工事着手の２１日前までに省エネ措置の届出を所管行政庁に提出しなければならない。

平成２７年度届出件数：２５３件

（８）「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく認定

住宅を長期にわたり良好な状態で使用するための性能等をもち、維持保全に関する計画が作成されたものを認定する制度で、平成２１年6月４日より施行している。

平成２７年度認定件数：７１６件

（９）「熊本県地球温暖化の防止に関する条例」に基づくＣＡＳＢＥＥ届出

環境性能の高い建築物の整備・普及を図るため、その建築物の建築主・所有者が計画書等を所管行政庁に提出する条例（平成２２年１０月施行）である。

平成２７年度届出件数：４５件

（１０）「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく低炭素建築物の認定

二酸化炭素の排出量を削減していくため、低炭素化が図られた建築物の計画の認定を行う制度で、平成２４年１２月４日より施行している。

平成２７年度認定件数：３８件

（１１）「熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例」の制定

家屋等が放置され管理されなくなることを未然に防止するとともに、長期間放置された老朽家屋等に対して適正な管理の実施を求めることにより、市民の良好な生活環境の確保と、安全で安心なまちづくりの推進に寄与するため、平成２６年４月１日より条例を施行した。

条例運用の流れ

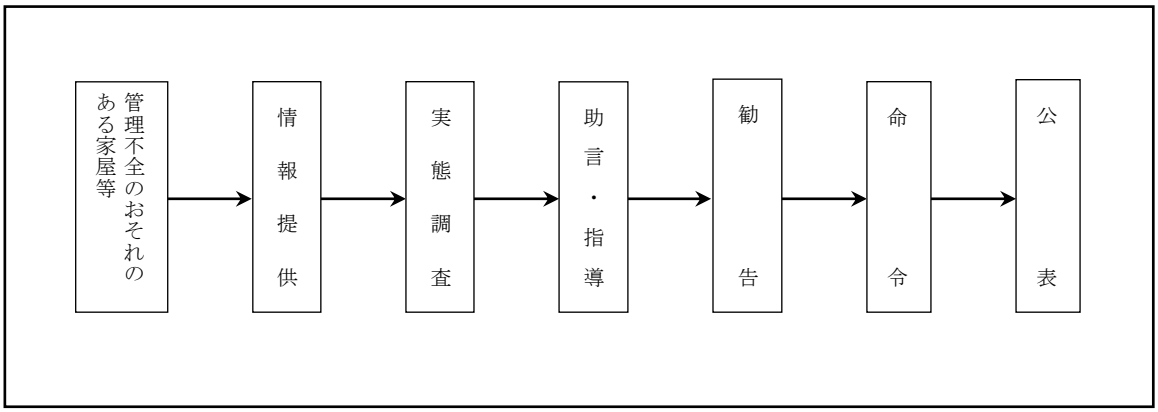

５　熊本駅周辺地域整備（熊本駅周辺整備事務所）

県市は、平成１７年に「熊本駅周辺地域整備基本計画」を策定するとともに、計画の具体化と着実な推進に向け「ＪＲ鹿児島本線等鉄道高架化及び熊本駅周辺地域等の整備に関する協定」を締結した。

この協定では、「平成２３年春の新幹線開業時までに完成を目指す事業」と「鉄道高架化事業完了及び東口駅前広場完了時までに完成を目指す事業」を区分し、事業を進めてきた。

さらに、「熊本駅周辺地域まちづくり推進協議会」を開催し、地元や経済界、公募市民等の意見を伺いながら事業を進めている。また、平成１９年には、より魅力的な都市空間（街並み）の形成に向けて、県と市で「熊本駅周辺地域都市空間デザインガイド」を策定し、その中で、調和の取れたデザインの観点とユニバーサルデザインの視点による都市空間デザインの望ましい将来像を示し、熊本の陸の玄関口にふさわしい街並みの形成に取り組んでいる。

熊本駅周辺地域では、新幹線開業により広域交通拠点としての拠点性の向上が図られたが、引き続きこの拠点性を生かし、連続立体交差事業や区画整理事業、道路網の整備など、都市基盤の整備を進めており、行政・商業・業務施設の集積する情報･文化の交流拠点の形成を目指している。

（１）熊本駅周辺の都市計画道路網整備

整備路線：７路線

熊本駅北部線、熊本駅城山線、熊本駅帯山線（旧熊本駅新外線）、春日池上線、田崎春日線、熊本駅西口線、熊本駅南線

（２）まちなみの形成

熊本駅周辺地域都市空間デザインガイドによる公共整備と民間誘導を行うとともに、特に、熊本駅北部線、熊本駅城山線、熊本駅帯山線の都市計画道路周辺を「まちなみ形成ゾーン」、また、駅直近の２２ｈａ（北、東Ａ、東Ｂ、南Ａ、二本木Ａの各地区）を「市街地整備ゾーン」と位置付け、地元の合意形成を図りつつ市街地整備方針を策定し、都市計画的手法等により良好なまちなみの形成を誘導する。

（３）駅前広場の整備

ア　駅前広場面積

白川口（東口）　１８，０００㎡（駅前広場　１４，２００㎡、交通広場　３，８００㎡）

新幹線口（西口）　５，７００㎡

イ　東西駅前広場の機能分担

白川口（東口）：中心部及び市域対応を中心とした交通機能の集約強化
誰もがわかりやすい、サブターミナル機能を有した交通結節点の形成
各種イベントや有事の際の一時避難所としても対応できる空間の確保

新幹線口（西口）：西側開発、アクセス需要増に応じた交通機能等
団体バス等、不定期バスの発着機能

（４）鹿児島本線等連続立体交差事業（熊本県事業、平成１３年３月都市計画決定）

鹿児島本線等の連続立体交差事業については、鹿児島本線の白川操作場付近から北島踏切までの約６ｋｍ区間と豊肥本線熊本駅から坪井川右岸の約１ｋｍ区間が事業認可され、平成３０年度の工事完成を目指して事業が進められている。

・事業区間　　：ＪＲ鹿児島本線　約６ｋｍ、豊肥本線　約１ｋｍ
・総事業費　　：約６０６億円
・事業期間　　：平成１３年度～平成３０年度
・事業実施状況：平成２７年３月にＪＲ鹿児島本線の上り６ｋｍ、下り４ｋｍ区間で高架切替えが完了し、あわせて上熊本駅舎も供用済。

（５）熊本駅西土地区画整理事業（熊本市事業、平成１３年３月都市計画決定）

熊本駅西地区の安全で快適な街なみの形成を図るため、平成１３年度から区画整理事業に着手している。現在、ブロック毎に建物移転、道路築造、宅地造成等を行い、事業の早期完了を目指している。新幹線口となる新幹線口（西口）駅前広場やアクセス道路については、新幹線開業時に整備を完了し供用している。

・地区面積　　：１８．１ｈａ

・総事業費　　：約２８０億円（関連事業費を含む）

・事業期間　　：平成１３年度～平成３２年度

・事業実施状況及び予定

平成１３年度～平成１５年度	公共用地先行取得
平成１５年度～平成１６年度	換地設計
平成１７年度～平成２６年度	地区内をブロック毎に分割し、建物等移転・道路築造（西口駅前広場等を含む）・宅地造成等を順次実施
平成２７年度	換地処分
平成２８年度～平成３２年度	道路等の整備（連立事業との工程調整）

熊本駅周辺地域整備基本計画の概要図

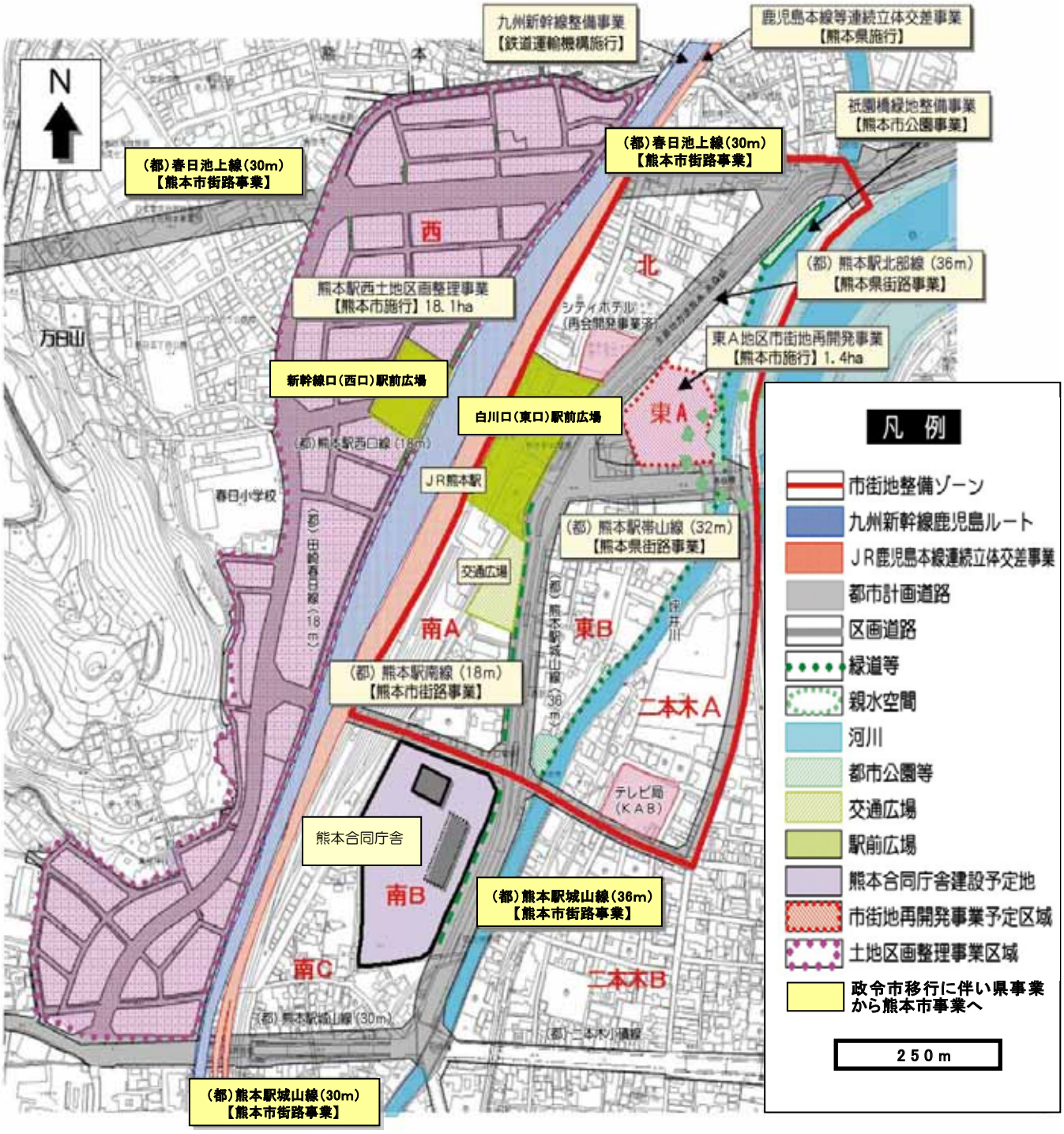

整　備　ス　ケ　ジ　ュ　ー　ル

項　目	項目区分	実施主体	実施内容等	実施スケジュール 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32
九州新幹線		鉄道・運輸機構	・博多～新八代　122km　熊本市域　約23km	
都市基盤	鉄道高架化	熊本県	・JR鹿児島本線　約6km ・豊肥本線約1km	
	白川口（東口）駅前広場	熊本県 ⇩ ※熊本市	・現在の面積9，600㎡を14，200㎡に拡張 ・南A交通広場（3，800㎡）	暫定整備　完成整備
	春日池上線	熊本県 ⇩ ※熊本市	・区画整理区域外区間 ・幅員　30m	暫定整備　完成整備
	熊本駅帯山線	熊本県	・幅員32m	新幹線開業時
	熊本駅城山線	熊本県 ⇩ ※熊本市	・駅～田崎橋　幅員36m ・市電のサイドリザベーション化	
			・田崎橋交差点～田崎春日線交差点　幅員30m	
	熊本駅南線	熊本市	・幅員18m	東側区間整備　JR区間
東A地区	東A地区 市街地再開発	熊本市	・地区面積：1．4ha ・延床面積：約51,900㎡	在来線高架化完了時
	まちなみ形成	民間	・市街地整備計画に基づいた建築物等の整備	
東B地区	まちなみ形成	民間	・市街地整備計画に基づいた建築物等の整備	
南A地区	まちなみ形成	民間	・市街地整備計画に基づいた建築物等の整備	
南B地区	合同庁舎移転	国	・敷地面積：約2．5ha ・総床面積：50,500㎡（A、Bの2棟計画） ・計13官署入居 ・人や環境にやさしい施設、魅力的な公共空間を創出	1期整備　2期整備
二本木A地区	まちなみ形成	民間	・市街地整備計画に基づいた建築物等の整備	
	新しい街路整備	熊本市	・街区道路の整備	
北地区	まちなみ形成	民間	・市街地整備計画に基づいた建築物等の整備	
駅西地区	土地区画整理	熊本市	・事業地区面積約18．1ha ・コミュニティ住宅、コミュニティセンター整備	
	新幹線口（西口）駅前広場	熊本市	・面積5，700㎡	
	春日池上線	熊本市	・幅員30m	暫定整備　完成整備

※ 政令市移行に伴い実施主体が熊本県から熊本市へ

６　住宅政策（建築政策課）

（１）熊本市住生活基本計画（平成２７年度～平成３６年度）

これまで、市営住宅を中心とした住宅セーフティネットの確保に努めてきた。その後、住宅のストックが充足したことで、住宅の量の供給から質の向上へと政策を転換するとともに、安全安心な住まいづくりや少子高齢社会に対応した住まいづくりを進めてきた。

しかしながら、少子高齢社会のさらなる進展や人口減少社会の到来、さらに都市間競争の激化や住環境の整備など、幅広い課題への対策が今後の住宅政策に求められており、住宅を取り巻く変化に対応した新たな施策展開を図るため住生活基本計画を平成２７年３月に策定した。

ア　基本理念

「共に支え合い　長く住み継ぎ　人が集う　くまもとの住まい・まちづくり」

イ　基本方針

「安心な“くらし”の実現」、「良質な“住まい”の実現」、「住みやすい“まち”の実現」

ウ　市営住宅に関する取り組み

「市営住宅等長寿命化計画」に基づき、建替や維持管理（改善・修繕）を基本とした整備を行うとともに、家賃滞納者等への対策など、入居管理のさらなる適正化に取り組む。

エ　空き家対策方針（５つの基本方針）

現在、増加している空き家について、管理不全な状態が進むと、環境衛生や景観等の周辺の住環境に悪影響を及ぼすことになることから、適切な空き家対策を講じることにより、良好な居住環境を形成する。

「空き家化の予防」、「空き家流通の促進」、「空き家の維持管理」、「地域の資源として活用」、「空き家の除却」

オ　成果指標

良好な居住環境が保たれていると感じる市民の割合　５７％（平成２５年度）　→　６５％（平成３０年度）

住まいのホームページアクセス件数

５，０００件／年（平成２５年度）　→　６，０００件／年（平成３６年度）、他

（２）高齢者居住安定確保計画

今後の高齢化の進展に対応し、高齢者が安心して住み続けられる環境づくりを目指し、住宅と福祉の連携のもと一体的な施策展開を図ることにより、高齢者の居住の安定確保を図ることを目的として、平成２４年３月に高齢者居住安定確保計画を策定し、平成２７年３月に中間見直しを実施した。「高齢者が自分らしく安心して暮らせる住環境の実現」を基本理念とし、市民・地域組織、民間事業者等、熊本市居住支援協議会、熊本市及び国・県の各主体間が相互に連携し、協働で計画の推進に向けて取り組んでいる。

（３）住まいづくりフェア

市民に住宅、住環境、住まい方等について考える機会を広く提供し、市民の住意識の向上を図り、豊かな住生活の実現に資するため、住生活月間にあわせ、民間の関係団体との協働によるパネル展示や専門家による相談会などの内容で、住まいづくりフェアを開催している。

（４）マンション管理の適正化に対する取り組み

マンション管理に必要な知識・情報などを提供し、管理組合の自立的運営や適切な管理を支援するため、相談会、セミナー、マンション管理士派遣事業を実施している。

ア　マンション管理相談会

平成２０年度から、熊本県マンション管理士会との協働により市庁舎での相談会を実施。平成２７年度は１３回実施し、相談件数は４７件である。

イ　マンション基礎セミナー

平成２１年度から、ＮＰＯ法人熊本県マンション管理組合連合会及び熊本県マンション管理士会との協働により実施しており、平成２７年度は１４６人が参加した。

ウ　マンション管理士派遣事業

平成２１年度から、熊本県マンション管理士会との協働により、管理組合等を対象にマンション管理士を派遣し、相談や講座を実施しており、平成２７年度は５件の派遣を行った。

（５）熊本市あんしん住み替え相談窓口事業

低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する方々が民間賃貸住宅等へ円滑に入居できる環境を整備するため、熊本市と不動産団体、居住支援団体で構成する熊本市居住支援協議会においてあんしん住み替え相談窓口事業を実施している。

（６）住宅・建築物耐震改修等事業

ア　建築物耐震化促進事業

平成２７年度に改訂した熊本市建築物耐震改修促進計画に基づき、「平成３２年度までに耐震化率を９５％」とする新たな目標達成に向け、「戸建木造住宅」の耐震診断や耐震改修を行う所有者へ補助金を交付している。平成２７年度の耐震診断への助成制度の利用件数は、診断士派遣が１４０件、精密診断が２件であり、耐震改修への助成制度の利用件数は、補強計画・設計が２５件、耐震改修が１５件であった。平成２８年度は、熊本地震の影響により市民の耐震化への意識が高まったことで、耐震診断への申し込みが１，４００件を超え、補強計画・設計や改修工事の補助制度の活用件数も増加となる見込であり、安心・安全な住まいの確保に向け、早急に対応していく。

イ　特定建築物耐震化促進事業

熊本市建築物耐震改修促進計画に基づき、「緊急輸送道路沿道建築物」の耐震診断を行う所有者へ補助金を交付しており、平成２７年度の助成制度の利用件数は２件であった。また、耐震診断の実施と結果報告が義務付けられた一定規模・用途の「義務付け対象建築物」の所有者へ補助金を交付しており、平成２７年度の助成制度の利用件数は、耐震診断が１件、補強設計が５件、耐震改修が１件であった。平成２８年度は、熊本地震の影響により耐震化に向けた動きが活発になってきており、それぞれの状況を踏まえながら、対応していく。

７　市　営　住　宅　（住宅課）

本市では、今後の住宅政策の基本的な方向を示した「住生活基本計画（計画期間：平成２７年度～３６年度）」を策定し、市営住宅政策においては、これまでの住宅ストックを有効に活用し、適正な維持管理と計画的な建替等に取り組むとともに、家賃滞納者等への対策など入居管理のさらなる適正化に努め、真に住宅に困窮する世帯への的確な対応を図る方針としている。また、平成２８年熊本地震により住宅に困窮する被災者の住まいの確保のため、災害公営住宅の提供などの支援に取り組むこととしている。

（１）住宅供給実績

（単位　戸）

区分 / 年度	公営住宅		特定優良賃貸住宅	合計
	新規	建替	借上げ	
平成4～21	1,884	2,146	475	4,505
22		66		66
23		108		108
24		86		86
25		80	▲50	30
26		18	▲50	▲32
27		0	▲34	▲34
合計（4～27）	1,884	2,504	341	4,729

（注）公営住宅は着手ベース、特定優良賃貸住宅は認定ベース

（２）住宅管理状況

ア　目的別内訳

（単位　戸）

種別 / 年度	一般	身障	低家賃	老人	母子	高齢・障害者等優先	改良	引揚	特公賃・特優賃	その他	合計
昭21～平22	9,128	212	171	538	120	2,050	685		478	163	13,545
23	▲42					▲12					▲54
24	▲35					▲11			▲3		▲49
25	▲34					▲2					▲36
26	236					33			▲50	▲163	56
27	▲55					▲8			▲50		▲113
28	▲1								▲34		▲35
合計	9,197	212	171	538	120	2,050	685		341		13,314

（注）管理状況は各年度４月１日現在

イ　構造別内訳

（単位　戸）

木造	中層耐火	高層耐火	簡耐	準耐	耐火二階	合計
130	10,554	2,065	279	30	256	13,314

（３）団地別管理戸数状況

（平28.4.1現在）

No	団　地　名	所　在　地	管理開始年　度	一般	障害	低家賃	老人	高齢・障害者優先	母子	改良	特公賃・特優賃	その他	合計	入居者負担額
1	大江	中央区大江4丁目15	S59	14				6					20	21,700～35,500
2	渡鹿	中央区渡鹿4丁目17・7丁目3	H5	43				21					64	23,000～81,800
3	宮内	中央区段山本町3	S31	1									1	1,700～4,500
4	菅原	中央区菅原町2・8	S33～36	66				24					90	14,000～53,800
5	本荘	中央区本荘5丁目15	H22	41				7					48	19,500～71,300
6	川鶴	中央区大江1丁目35	S48							80			80	4,000
7	新町	中央区新町4丁目9	S43			24							24	7,600～15,500
8	本山	中央区本山1丁目1	S51							30			30	5,000～8,000
9	南熊本	中央区南熊本1丁目9	S53	21									21	18,000～38,500
10	本荘東	中央区本荘2丁目6	S53	61									61	18,300～32,500
11	琴平	中央区琴平本町4	S54	66	6	20	5	19	5				121	18,200～30,000
12	九品寺第一	中央区九品寺5丁目10	S55	50									50	19,100～28,700
13	九品寺第二	中央区九品寺5丁目14	S55・S60	90									90	19,100～38,000
14	琴平第二	中央区琴平2丁目3	H1	48				16					64	21,800～41,700
15	古川町シティハウス	中央区古川町25	H6	18									18	24,300～85,600
16	江原	中央区春竹町春竹506	H7	31									31	27,200～71,100
17	橘出	中央区本荘町769	H7	24			5	3					32	25,700～68,100
18	サンライズ国府	中央区国府3丁目27	H9								24		24	63,300～76,000
19	世安	中央区世安町52	H10	99	2			8					109	23,500～88,500
20	ベルス出水	中央区出水6丁目28	H11								57		57	64,400～78,000
21	塩屋一番館	中央区新町2丁目11	H12								25		25	63,900～94,000
22	エスポワールしらかわ	中央区呉服町2丁目5	H12								27		27	66,900～90,000
23	エコウイング21	中央区紺屋町1丁目17	H13								24		24	61,000～91,000
24	黒髪	中央区黒髪4丁目6・14	H12	35	1								36	21,000～71,900
25	字留毛	中央区黒髪6丁目17	S45～46							80			80	2,200～3,000
26	帯山	中央区帯山1丁目37	S60	44				12					56	20,300～37,100
27	出水	中央区水前寺公園16	H7～8	87			70	6					163	23,000～84,200
28	萩原	中央区萩原町9	S56～57	50									50	19,300～37,800
29	万石	北区清水万石4丁目7	H8	44	2		4	10					60	26,800～74,800
30	亀井	北区清水亀井町33・37	H9	36	1			17					54	23,600～76,200
31	堂の前	北区龍田6丁目4	H19	36				18					54	18,000～69,800
32	高平	北区高平2丁目8	S39～41	150				24					174	10,600～14,900
33	新地	北区清水新地 5丁目・7丁目	S47～H5	824	37	24	70	169	4				1,128	10,600～82,200
34	楠	北区楠1～5 丁目	S45～H26	889	25	22	148	217	19				1,320	9,100～86,700
35	武蔵ケ丘	北区武蔵ケ丘3丁目17	S49～50	64				16					80	12,800～21,800
36	大窪	北区大窪5丁目5	S56	120				30					150	18,600～36,500
37	上ノ窪	北区武蔵ケ丘7丁目2・5	S58	81	10		6	13	9				119	20,200～43,200
38	楠第二	北区楠7丁目1	S63～H1	120				30					150	21,400～38,900
39	四方寄	北区四方寄1056	S45～47	47									47	5,000～8,700
40	鹿子木	北区鹿子木町132	H8	94			8	30					132	22,500～78,300
41	ヴュルドミール清水	北区清水新地4丁目3	H10								34		34	58,100～71,000
42	弓削第二	北区龍田町弓削715	H10	45	2			6					53	24,100～86,100
43	下硯川	北区下現川1671	H10	45	2			6					53	24,000～85,700
44	万石南	北区清水万石1丁目1・4	H10	46	1		3	19					69	23,100～81,000
45	コーポムサシ	北区龍田町弓削720	H14								30		30	50,000～65,000

No	団　地　名	所　在　地	管理開始年度	一般	障害	低家賃	老人	高齢・障害者優先	母子	改良	特公賃・特優賃	その他	合計	入居者負担額
46	田底	北区植木町田底480番地	S29	3									3	900～2,400
47	豊田	北区植木町豊田・今藤	H16～H25	70									70	18,100～62,300
48	菱形	北区植木町上古閑48番地1	S50	8									8	6,200～13,100
49	西宮原	北区植木町宮原	S57～H9	38									38	11,900～23,400
50	荻迫	北区植木町荻迫50番地3	H元	6									6	14,700～44,900
51	鐙田	北区植木町鐙田・滴水	S36～H7	52									52	2,400～56,400
52	舞尾	北区植木町舞尾732番地1	H8	8									8	22,100～62,300
53	田原	北区植木町平原521番地	H9・10	12									12	23,400～69,200
54	広住	北区植木町広住56番地1	H12	10									10	16,400～60,800
55	豊田南	北区植木町豊田454番地	H13	12									12	16,400～60,700
56	迫の下	北区植木町宮原598・600番地	S51							14			14	2,000
57	藤坂	北区植木町宮原771番地	S53							20			20	2,000
58	北上	東区上南部3丁目31	H12	46	2		9	12					69	24,200～81,000
59	若葉	東区若葉2丁目11	S38～41							159			159	8,000～13,200
60	栄第一	東区栄町2	S39～41							96			96	8,000～13,200
61	栄第二	東区若葉3丁目5	S42							66			66	8,000
62	託麻	東区西原2丁目7・3丁目2	H4～H24	319	5		21	74					419	18,300～78,200
63	東町	東区東町2丁目2	S49	168				42					210	11,700～20,700
64	東本町	東区東本町8	S50～53	100				28					128	14,100～28,000
65	長嶺	東区長嶺南3丁目10	S51～52	216	6	14	5	54	5				300	14,200～27,300
66	長嶺西	東区長嶺西1丁目6	S54	48				12					60	18,100～23,100
67	尾ノ上	東区尾ノ上1丁目19・22・29・34	S44～57	85		20		25		60			190	4,200～44,200
68	新南部	東区新南部2丁目1	S58	29	6		6	3	6				50	20,500～40,100
69	戸島	東区戸島西1丁目34・5丁目2	S58	108				27					135	20,700～38,900
70	東尾ノ上	東区尾ノ上2丁目24	S59	29				9					38	20,600～44,600
71	下南部	東区下南部2丁目5	S59～60	221	7		6	49	5				288	21,300～35,900
72	佐土原	東区榎町1	S60	32	6		6	5	6				55	20,600～41,300
73	東町桜	東区東町4丁目9	S60～61	158	3		5	32	2				200	20,700～45,100
74	月出	東区月出6丁目4	S61～62	150	3		5	35	2				195	22,100～45,300
75	桜北	東区東町4丁目4	S62	40				10					50	22,600～38,900
76	灰塚	東区尾ノ上3丁目13・14	S62	52				13					65	21,200～37,800
77	秋津	東区秋津町秋田3298	S63～H元	208	6		6	76	6				302	17,300～45,500
78	長嶺東	東区長嶺南7丁目1	H7	40			8	2					50	27,000～74,800
79	新南部第二	東区新南部5丁目3	H8	38	2		6	4					50	27,900～76,500
80	月出西	東区月出6丁目2	H8	36				18					54	29,300～79,500
81	コンコース長嶺	東区長嶺東6丁目27	H10								22		22	57,000～68,000
82	小山	東区小山町625	H10	48				16					64	32,000～68,300
83	レスポワールMIWA	東区健軍3丁目50	H10								18		18	65,000～82,000
84	ｵｰｼｬﾝｳﾞｨﾚｯﾁ新南部	東区新南部2丁目7	H12								30		30	66,600～81,000
85	タウンハウス東	東区上南部3丁目4	H12								25		25	57,000～68,000
86	ｻﾝﾌﾗﾜｰｺｰﾎﾟ尾ノ上	東区尾ノ上2丁目14	H13								25		25	62,000～80,000
87	画図重富	東区画図町重富888	H18～20	234	5			71					310	17,100～78,900
88	野越	南区南高江4丁目1	S50～53	352	18	38	17	86	9				520	11,600～29,000
89	八幡	南区八幡9丁目3-6	S52～53	102				28					130	14,900～29,300

No	団　地　名	所　在　地	管理開始年　度	一般	障害	低家賃	老人	障害・高齢者優先	母子	改良	特公賃・特優賃	その他	合計	入居者負担額
90	笛田	南区良町2丁目5	S54～55	48				12					60	16,800～34,400
91	横林	南区日吉1丁目4	S55	44				11					55	17,500～34,200
92	栗の内	南区日吉1丁目6	S55	136	6	9	6	34	9				200	17,700～31,300
93	野田	南区野田3丁目11	S57	118	7		2	21	2				150	18,600～37,700
94	田迎	南区出仲間7丁目6	S56	60				18					78	18,800～42,600
95	上ノ郷	南区上ノ郷町2丁目10・11	S58	59				17					76	20,300～38,000
96	城南	南区南高江7丁目9	S58	28				11					39	20,600～29,900
97	日吉	南区南高江1丁目6	S60	72				18					90	21,600～40,300
98	薄場	南区薄場2丁目7・9～11	S61～62	84	4		6	22					116	17,900～70,700
99	銭塘	南区銭塘町957-1	H22	14									14	18,600～75,800
100	土河原	南区土河原町172	H5	24				12					36	26,100～69,000
101	合志	南区合志1丁目4	H7	72	2		9	6					89	20,100～78,600
102	南部中央	南区八幡6丁目9	H12	20	2		18	10					50	24,300～83,000
103	白藤	南区自藤3丁目4	H12～16	292	10		46	53	8				409	22,600～83,800
104	鉾町	南区近見8丁目12	H13～15	185	6			15	4				210	24,300～79,700
105	廻江	南区富合町廻江761	H25	20				10					30	16,800～73,900
106	国町	南区富合町588菰江588	S53～54	17									17	10,400～30,500
107	本町	南区城南町隈庄287番地1	S58	2									2	13,000～34,000
108	塚原	南区城南町塚原1727番地5	S55	16									16	11,300～22,900
109	萱木	南区城南町下宮地947番1	S55	6									6	10,300～26,500
110	塚原Ⅱ	南区城南町塚原161の2	S45	1									1	3,500～9,300
111	下宮地	南区城南町下宮地198の2	H7	1									1	10,900～29,000
112	萱木小集落	南区城南町下宮地1114～1118	S54～60							38			38	5,000
113	二本木	西区二本木4丁目1・2	S54							42			42	6,000～14,000
114	池田上の原	西区池田2丁目52・53	H16	34				9					43	16,800～59,000
115	上岩迫	西区池田2丁目55～57	H18	36				17					53	17,800～54,800
116	山下	西区池田2丁目33・38	H16	44				16					60	17,800～59,400
117	花園上の原	西区花園5丁目46	H8	38			4	18					60	23,800～75,300
118	花園	西区花園6丁目18・19・22～24・33	H9～11	144				66					210	24,200～88,100
119	石神	西区島崎3丁目21	H17	14				6					20	19,400～75,600
120	高橋	西区高橋2丁目6	H17	12				6					18	18,200～75,200
121	荒尾	西区島崎7丁目8・12・14	H15	44				11					55	18,800～81,500
122	半田	西区城山半田2丁目2	H14	55				29	3				87	18,000～81,100
123	団子原	西区島崎5丁目25	S54～55	44				22					66	16,700～37,100
124	小島	西区小島7丁目4	S58	48				12					60	19,900～48,500
125	池上	西区池上町524	S63	124	3		7	32	4				170	18,700～44,400
126	上代	西区上代8丁目1・2	H元	114	5		5	20	6				150	21,700～40,200
127	井芹	西区花園2丁目14・5丁目1	H2	90	5		5	14	6				120	22,800～46,300
128	温泉	西区河内町船津3193	H2	22				9					31	26,300～88,700
129	上高橋	西区上高橋町1丁目9	H4～6	209	4		6	15					234	26,300～82,600
130	大塘	西区城山大塘1丁目15	H5	48			5	7					60	25,700～66,900
131	春日	西区春日4丁目19	H14～15	56				13					69	23,400～75,300
132	春日第二	西区春日6丁目4	H20	94									94	22,200～75,400
合　計				9,197	212	171	538	2,050	120	685	341		13,314	

（注）家賃は入居基準内の本来入居者家賃額、特定優良賃貸住宅については基本家賃

（４）住宅使用料

ア　入居者の収入基準及び収入超過者の家賃

（単位　円）

区　　分	収　入　基　準						
一　　般	158,000 円以下						
裁　　量	214,000 円以下						
収入超過者の家賃	（本来家賃）＋〔（近傍同種の住宅の家賃）－（本来家賃）〕×（収入に応じて設定される率）						
収入分位	政 令 月 収		率				
	下 限 値	上 限 値	１年目	２年目	３年目	４年目	５年目～
5（25.0～32.5%）	158,001	186,000	1/5	2/5	3/5	4/5	1
6（32.5～40.0%）	186,001	214,000	1/4	2/4	3/4	1	1
7（40.0～50.0%）	214,001	259,000	1/2	1	1	1	1
8（50.0%～）	259,001		1	1	1	1	1

（注）改良住宅及び特定優良賃貸住宅を除く

イ　収納状況

（平成27年度）

区分／種別	調定額（円）	収入済額（円）	未収額（円）	収納率（%）
一　般　住　宅	2,976,611,742	2,904,399,857	72,211,885	97.57
改　良　住　宅	55,114,700	53,573,500	1,541,200	97.20
特定優良賃貸住宅	213,826,200	211,296,200	2,530,000	98.82
小集落改良住宅	3,072,000	3,032,000	40,000	98.70
現　年　度　計	3,248,624,642	3,172,301,557	76,323,085	97.65
過　年　度	470,890,633	100,186,995	370,703,638	21.28
合　　計	3,719,515,275	3,272,488,552	447,026,723	87.98

家賃の収納率向上のため、滞納者に対しては、建物明渡しや家賃支払いを求める法的措置（訴訟・和解・強制執行）を実施している。

8　道　　路　（土木管理課）

（1）市域内道路

（平28.4.1現在）

種　別	舗　装　道		砂　利　道		計		舗　装　率	
	延長(m)	面積(㎡)	延長(m)	面積(㎡)	延長(m)	面積(㎡)	延長(%)	面積(%)
国　道	101,866		0		101,866		100.00	
国の管理	65,150		0		65,150		100.00	
市の管理	36,716		0		36,716		100.00	
県　道	340,897		415		341,312		99.88	
主要地方道	108,256		0		108,256		100.00	
一般県道	232,641		415		233,056		99.82	
市　道	3,089,285	13,561,789	281,182	572,925	3,370,467	14,134,714	91.66	95.95
道　路	3,066,603	13,427,945	281,062	572,425	3,347,665	14,000,370	91.60	95.91
橋　梁	22,682	133,844	120	500	22,802	134,344	99.47	99.63

（注）　平成27年度末現在における認定供用開始分、面積は車道面積
　　国道（国の管理）については平27.4.1現在の数値

（2）市　　道

ア　概　　要

九州の中央部に位置する本市は、九州の交通網の要衝であり、市域内の道路は、国道３号を縦軸に、国道５７号を横軸として３８７号、２６６号、５０１号、２０８号並びに県道３７路線が主要な幹線道路として放射線状に走っている。

これらを補完して路線数１１，８４０本、実延長３，３７０，４６７ｍの市道が市内を網羅している。

市域内道路の整備状況についてみると、市域内の国道及び県道の舗装率は、ほぼ１００％舗装されている。また、市道についても延長率で９１．６６％、面積率で９５．９５％と舗装も進んできている。

なお、道路幅員４ｍ以上の舗装については、ほぼ１００％完成しており、今後は新規認定の市道及び生活道路などを含む４ｍ未満の道路についても積極的に整備を図っていく。

イ　推　　移

種別／年度	舗　装　道		砂　利　道		計		舗　装　率		側溝延長
	延長(m)	面積(㎡)	延長(m)	面積(㎡)	延長(m)	面積(㎡)	延長(%)	面積(%)	累計(m)
23	3,030,934	13,085,422	299,935	604,154	3,330,869	13,689,576	91.00	95.59	2,706,335
24	3,044,597	13,164,097	296,136	596,678	3,340,733	13,760,775	91.14	95.66	2,724,304
25	3,062,959	13,291,248	290,610	586,481	3,353,569	13,877,729	91.33	95.77	2,756,352
26	3,082,926	13,522,647	286,579	581,805	3,369,504	14,104,452	91.49	95.88	2,789,724
27	3,089,285	13,561,789	281,182	572,925	3,370,467	14,134,714	91.66	95.95	2,803,610

（注）面積は車道面積

ウ　幅　員　別

種　別＼幅　員	6.5m以上	6.5～4.5	4.5～2.5	2.5～1.5	1.5未満	計
延　　長（m）	612,839	1,280,508	1,227,779	164,280	62,260	3,347,665
面　　積（㎡）	6,189,941	6,858,486	4,570,035	330,045	62,713	18,011,220

（注）面積は道路部面積、橋梁は除く

エ　市道の認定と廃止

区分＼年度	23			24			25			26			27		
	本数（本）	延長（m）	面積（㎡）	本数（本）	延長（m）	面積（㎡）	本数（本）	延長（m）	面積（㎡）	本数（本）	延長（m）	面積（㎡）	本数（本）	延長（m）	面積（㎡）
認定	73	18,702.3	124,167.7	138	36,865.5	280,377.2	154	21,957.9	159,449.5	125	14,569.0	96,031.9	94	12,185.0	94,522.7
廃止	11	8,764.8	60,150.0	55	25,984.8	141,342.2	16	6,976.6	35,178.2	13	1,742.2	5,278.5	12	4,366.9	42,253.0

オ　市道認定基準

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条の規定に基づき、市道として路線の認定を受けようとする道路（以下「認定対象道路」という。）は、道路構造令（昭和４５年政令第３２０号）に適合するものであるとともに、次の各号に掲げる要件を具備するもので、現在及び将来の交通量並びに経済効果を勘案のうえ、道路管理者が認めたものでなければならない。

ｱ)　認定対象道路は、その起点又は終点の一方は常に道路法第３条に定める道路に接し、もう一方は建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第２号から第５号に該当する場合を除き、道路法第３条に定める道路または里道に接し、かつ認定対象道路が接することとなる一方の道路は、２．７m以上の幅員を有すること。

ｲ)　認定対象道路の幅員は、４m以上であること。ただし認定対象道路が、開拓道路である場合においては、その幅員は、３．６m以上であれば足りるものとする。

ｳ)　認定対象道路の縦断勾配は、９％以下であること。ただし地形上やむを得ないと認められる場合においては、これを１２％以下とすることができる。

認定対象道路が階段道路である場合においては、有効幅員２．０m以上で、その形状が緊急の際の避難用通路又は歩行者のための連絡用通路として、通行上の安全に支障がないと認められるものであること。

認定対象道路が袋路状道路である場合においては、当該道路が次に掲げるもののいずれかに該当するものであること。

・公園、学校その他公共施設に通ずる道路で、道路管理者がその認定の必要を認めたもの。

・道路の延長が、３５m以上あるもので、自動車の転回広場を有し、かつ、その沿線に当該道路を利用する５戸以上の家屋が存在すること。

カ　道路管理状況

業務の内容＼年度		23	24	25	26	27
一般管理	道路境界立会	608	846	870	681	661
	道路境界承認	75	76	91	110	107
	市道の証明	56	72	98	82	129
	道路工事承認（24条）	241	443	478	485	408
	開発行為の同意	178	221	213	160	240
	市道の認定廃止	84	193	170	138	106
	計	1,242	1,851	1,920	1,656	1,651
占用関係	占用許可申請	3,775	5,929	6,656	6,966	5,382
	（内占用料金が伴う申請）	(1,971)	(2,460)	(2,883)	(2,997)	(2,208)
	占用料金の徴収	2,829	3,388	3,342	2,131	2,756
		(303,197,782円)	(467,898,267円)	(473,682,445円)	(486,505,872円)	(303,782,704円)
	道路掘削許可	2,964	4,680	2,918	2,711	2,873
	道路交通制限	3,014	5,123	3,230	3,266	3,592
	計	12,582	19,120	16,146	15,074	14,603

９　地籍調査（土木管理課）

（１）地籍調査事業

国土調査法に基づく地籍調査事業は、市民及び公共財産の保全はもとより土地利用の高度化、まちづくり等の施策、公共事業の基礎資料として多目的に利活用することを目的として、現地復元能力を有する地籍図及び地籍簿を作成している。

地籍調査は、土地行政の基本的な情報を整備する重要な施策であることに鑑み、平成２２年度を初年度とする第６次国土調査事業十箇年計画を策定し、機能的で効率的な都市基盤整備を行うため、引き続き調査を進めていくものである。

実施状況（土木管理課）

ア　旧熊本市管内（実施中）

年度（平成）	実施面積（㎢）	町　　名（実施当時）
2	0.90	健軍町の一部
3	0.87	帯山三丁目　帯山五丁目　健軍町の一部　京塚本町の一部　保田窪本町の一部
4	1.57	帯山四丁目　保田窪四丁目　保田窪五丁目　渡鹿九丁目　西原一丁目　保田窪本町の一部　新南部町の一部
5	2.84	新南部二丁目～新南部六丁目　下南部町　下南部一丁目～下南部三丁目　西原二丁目　西原三丁目　御領町 御領一丁目
6	3.28	長嶺町の一部　八反田一丁目　八反田二丁目　上南部町
7	2.72	長嶺町の一部　保田窪本町　帯山六丁目　新外二丁目～新外四丁目 月出一丁目～月出七丁目 山ノ内一丁目～山ノ内四丁目
8	2.55	御領六丁目　御領七丁目　長嶺町の一部　長嶺東五丁目～長嶺東八丁目　長嶺南八丁目　榎町　山ノ神一丁目 山ノ神二丁目　小峯一丁目～小峯四丁目　佐土原一丁目
9	2.11	石原町　中江町　吉原町　花立五丁目　花立六丁目　桜木五丁目　桜木六丁目　佐土原二丁目　佐土原三丁目
10	1.65	長嶺町の一部　小山町の一部　秋津新町　昭和町　花立一丁目～花立四丁目
11	2.00	桜木一丁目～桜木四丁目　沼山津三丁目　沼山津四丁目　沼山津二丁目の一部　秋津町沼山津の一部 小山町の一部　長嶺町の一部
12	2.00	秋津二丁目　秋津三丁目　沼山津一丁目　東野一丁目～東野四丁目　秋津町秋田の一部　秋津町沼山津の一部 沼山津二丁目の一部　小山町の一部
13	1.76	尾ノ上一丁目　尾ノ上二丁目　錦ケ丘　上京塚町　京塚本町の一部　上水前寺二丁目の一部　神水二丁目の一部 小山町の一部
14	1.40	健軍一丁目　健軍二丁目　健軍本町　神水二丁目の一部　小山町の一部
15	1.34	健軍三丁目　東本町の一部
16	1.89	鹿帰瀬町　平山町の一部　神園一丁目の一部　弓削町の一部　石原二丁目の一部
17	1.56	弓削町の一部　戸島西一丁目の一部　戸島西六丁目の一部　戸島西七丁目の一部
18	1.00	戸島西一丁目の一部　戸島西二丁目　戸島西三丁目の一部　戸島西四丁目の一部 戸島西五丁目の一部　戸島西六丁目の一部　戸島西七丁目の一部
19	1.03	戸島町の一部　戸島六丁目の一部　戸島七丁目の一部　戸島西五丁目の一部　戸島西六丁目の一部 戸島西七丁目の一部
20	0.63	戸島町の一部　戸島一丁目の一部　戸島七丁目の一部　戸島西五丁目の一部
21	0.23	戸島一丁目の一部　戸島七丁目の一部
22	0.34	戸島一丁目の一部　戸島二丁目の一部　戸島三丁目の一部　戸島西四丁目の一部　戸島西五丁目の一部
23	0.45	戸島二丁目の一部　戸島三丁目の一部　戸島四丁目の全部　戸島五丁目の一部　戸島西三丁目の一部 戸島西四丁目の一部
24	0.17	東区戸島本町の一部　東区戸島二丁目の一部　東区戸島三丁目の一部　東区戸島五丁目の一部
25	0.48	東区戸島五丁目の一部　東区戸島六丁目の一部　東区戸島町の一部
26	0.13	東区戸島本町の一部　東区戸島六丁目の一部　東区戸島七丁目の一部
27	0.56	北区硯川町の一部　東区戸島町の一部　東区戸島六丁目の一部

イ　旧植木町管内（実施中）

年度（平成）	実施面積（K㎡）	町　　名（実施当時）
1～3	1.21	植木町広住
2～5	1.39	植木町植木・舞尾の一部
2～6	1.73	植木町滴水の一部
3～4	0.16	植木町清水の一部
4～6	0.60	植木町平野
4～7	0.77	植木町萩迫の全部・滴水の一部
6～8	0.43	植木町投刀塚
6～8	0.83	植木町一木
6～9	0.95	植木町鐙田の一部
8～10	0.89	植木町鐙田の一部
8～10	0.98	植木町岩野の一部
10～12	1.48	植木町岩野・味取の一部
11～13	1.00	植木町後古閑の全部・鞍掛の一部
11～13	1.26	植木町味取・内・山本の一部
12～14	1.24	植木町鞍掛・富応の一部
13～15	1.17	植木町大井の全部・亀甲の一部
13～15	1.09	植木町富応の一部
14～16	1.12	植木町今藤の全部・亀甲の一部
15～17	0.75	植木町豊田の一部
15～17	1.32	植木町豊岡の一部
16～18	0.70	植木町豊田の一部
17～19	1.45	植木町舟島・伊知坊
17～19	0.83	植木町平原の一部
18～20	1.38	植木町色出・米塚の一部
18～20	1.08	植木町鈴麦
19～21	1.02	植木町正清・米塚の一部
19～21	1.00	植木町豊岡の一部
20～22	1.03	植木町正清の一部・宮原の全部
20～22	1.22	植木町轟の一部
21～23	1.22	植木町田底
21～23	1.31	植木町轟の一部
22～24	0.94	北区植木町正清の一部
22～24	0.70	北区植木町上古閑・円台寺の一部
23～24	0.89	北区植木町色出の一部
23～24	0.71	北区植木町木留の一部
23～24	0.32	北区植木町大和
24～25	1.25	北区植木町平井
24～26	1.10	北区植木町辺田野
25～26	1.33	北区植木町亀甲の一部
25～27	0.35	北区植木町有泉の一部
25～27	0.27	北区植木町木留の一部
27	1.00	北区植木町有泉・小野・石川の一部

ウ　旧富合町管内（完了）

年度	実施面積（K㎡）	町　　名
昭和 46	2.38	富合町木原・平原の一部
47	3.45	富合町杉島・釈迦堂・大町・廻江・小岩瀬の一部
51	0.95	富合町国町・菰江・硴江・田尻・志々水・古閑・清藤の一部
55	1.20	富合町三拾町・榎津・平原・南田尻・田尻・古閑・志々水・清藤・廻江・新の一部
63	1.65	富合町小岩瀬・上杉・大町・菰江・莎崎・国町の一部
平成元	0.75	富合町榎津・木原・大町の一部

エ　旧城南町管内（完了）

年度（昭和）	実施面積（K㎡）	町　　名
42	2.70	城南町赤見・高
43	5.84	城南町丹生宮・永・千町・坂野
44	3.77	城南町碇・今吉野・六田・島田
45	4.78	城南町出水・築地・舞原・宮地
46	4.41	城南町隈庄・下宮地・沈目・陳内・阿高の一部・東阿高の一部
47	2.80	城南町阿高の一部・東阿高の一部
50	4.69	城南町藤山・東阿高の一部
51	1.73	城南町鰐瀬の一部
59	1.79	城南町鰐瀬の一部
60	1.16	城南町塚原・東阿高の一部

（２）都市再生地籍調査事業（土木管理課）

都市再生地籍調査事業は、地籍調査の進捗が他の地域と比べ遅れている都市部において、後続の地籍調査に先行して官民境界を調査し、都市部における地籍調査の重点的な地籍整備を促進し、街区調査図及び街区整理簿を作成している。

官民境界等先行調査は、通常の地籍調査よりも広範囲での調査が可能であり、境界が明らかになっている地域では、大規模災害時に官民境界が速やかに復元されるため、道路やライフライン等の復旧や都市再生事業等が迅速に行うことができ、防災マップの作成など市民生活に密接に関係することにも大きく役立てることができるものである。

実施状況

旧熊本市管内（実施中）

年度（平成）	実施面積（k㎡）	町　　名
24	0.30	中央区水前寺六丁目
25	4.01	中央区九品寺二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、大江本町、本荘二丁目、白山一丁目、二丁目、岡田町、菅原町、国府一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、国府本町、出水二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、南区田井島一丁目、田迎六丁目、出仲間九丁目の全部、中央区出水一丁目、七丁目、八王寺町の一部
26	2.50	中央区帯山一丁目、二丁目、水前寺一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、上水前寺一丁目、新大江三丁目、神水一丁目、保田窪一丁目、二丁目の全部、水前寺公園の一部、東区保田窪二丁目の全部
27	2.36	中央区大江一丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、新大江一丁目、二丁目、渡鹿一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、白山三丁目の全部、大江二丁目の一部、東区渡鹿八丁目、新南部一丁目の全部

１０　自転車対策　（土木管理課　自転車対策室）

概　　要

自転車の路上等への放置を解消するため、駐輪場の整備を図るとともに、指導員による駐輪マナーの指導・啓発及び放置自転車の撤去等を行う。

駐輪対策事業

ア　自転車駐車場の整備

放置自転車は、歩行者等の通行障害、自転車盗の誘発、都市景観の悪化などを引き起こす一因として、全国的な社会問題となっている。このような中、本市では、放置自転車の解消と環境にやさしい乗り物である自転車の利用促進のため、その受け皿となる駐輪場の整備を進めている。

市域における駐輪場の整備状況、収容台数の推移

区分／年度	市　営		民　営		合　計	
	駐輪場数	収容台数	駐輪場数	収容台数	駐輪場数	収容台数
23	34	9,214	3	550	37	9,764
24	23	7,560	13	3,453	36	11,013
25	24	7,693	13	3,397	37	11,090
26	24	7,693	13	3,397	37	11,090
27	25	7,998	13	3,439	38	11,437

イ　放置自転車対策

自転車利用のマナー指導・啓発を行うとともに、「熊本市自転車の安全利用及び駐車対策に関する条例」に基づき、放置禁止区域内の放置自転車は、警告札を貼付けた後、原則として即撤去、また、区域外は注意札を貼付け、一週間後に撤去している。

放置自転車の移動・保管・返還

区分／年度	移動・保管実施回数	移動・保管台数	返還台数
23	40	3,602	585
24	166	6,549	2,691
25	180	5,434	2,007
26	180	4,045	1,573
27	180	3,572	1,308

１１　公共用地取得

（１）用地取得

熊本市は、住民の福祉の増進や住みよいまちづくりの推進のために様々な公共事業を行っており、そのために必要な用地の取得を行っている。

公共用地の取得にあたっては、土地（用地）だけでなく、建物等の物件の移転等も必要となる。市民の財産を公共の用に供するためには、憲法２９条３項で定められた「正当な補償」が義務付けられており、適正な補償により用地を取得しなければならない。

よって、熊本市は、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」（昭和37年6月29日閣議決定）に基づき、「熊本市の公共事業の施行に伴う損失補償基準」を定め、公平かつ適正な補償を行っている。加えて、適正な用地事務の執行を図るため、熊本市用地事務取扱要綱等用地取得マニュアルも定めており、公共用地取得の公正、透明性をより一層高めることに努めている。

また、土地収用法の適用に関する方針を定め、都市基盤施設整備の前提となる公共用地の取得を円滑に推進するため、土地収用制度を適切に活用し、公共事業の事業推進を図っている。

（２）補償金算定

補償金の算定については、次のとおり行っている。

・土地の補償・・・土地価格の算定にあたっては、不動産鑑定士による不動産鑑定評価価格を周辺の土地の取引事例からの比準価格、地価公示地からの比準価格により検証し、適正な価格で補償している。

・建物の補償・・・土地と建物の位置関係、事業の計画線と建物の位置関係により、移転工法を認定し適正な補償額を算定して補償している。

（３）契　約

本市の用地取得は任意取得を基本として行っており、各権利者への十分な説明と協議により契約している。

なお、公共事業にご協力いただいた場合、租税特別措置法に基づき税法上の優遇措置を受けることができる。（一部適用されない場合もある。）

（４）用地補償の流れ

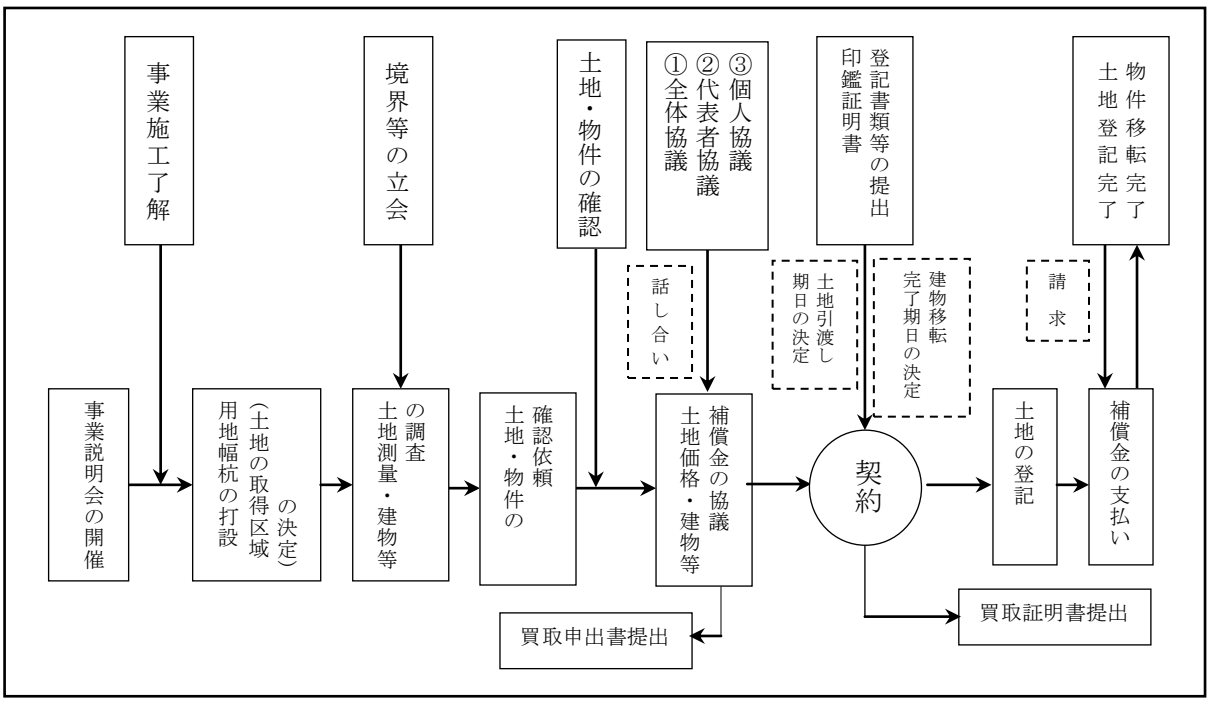

１２　河　川（河川課）

本市では、中心市街地を流れる白川・坪井川をはじめ、緑川・加勢川など国や県が管理し整備が進められている大きな河川がある。本市は降雨時の増水による氾濫を防ぐため、それらの川に流れ込む中小の河川や排水路の整備を進めている。

（１）広域河川改修事業

市街地の拡大とともに浸水被害が多発していた健軍川・藻器堀川・万石川・兎谷川・麹川・鶯川など被災頻度の高い流域を持つ県管理河川を昭和４７年より「都市基盤河川改修事業」として本市で改修事業を進めてきたが、平成２４年度の権限移譲に伴って「広域河川改修事業」として整備を進めている。そのなかで、万石川・兎谷川については、既に事業を完了している状況である。また、この６河川と「保田窪放水路」「加勢川の一部（江津湖を含む）」についても平成２４年度、県より権限移譲により引継ぎを行っている。

（２）流域貯留浸透事業

都市化による雨水流出量の増加・近年の集中豪雨に対処すべく、本市が管理する河川において、学校・公園などの公共施設等に雨水貯留・浸透施設を設け、河道への負担を軽減し、流域の治水安全度向上を図るものであり、平成２２年度から健軍川流域で事業を実施している。

（３）準用河川改修事業

本市が管理する準用河川の天明新川・谷尾崎川については、「準用河川改修事業」により、河道改修や排水機場建設などの事業を実施した。現在、旧天明新川については、平成２４年度から事業に着手している。

（４）浸水解消対策事業

河川の水位上昇等により自然排水が困難な地域等の浸水被害が発生している地域については、「浸水解消対策事業」として、排水路の整備を行い、浸水被害の軽減を図っている。

（５）雨水流出抑制対策

市街地及びその周辺部では、急速な都市化に伴い、雨水流出量が増加する「都市型水害」が局地的に発生している状況である。

このため、雨水貯留施設や調整池などの施設整備と適切な維持管理を行うとともに、道路側溝や河川への急激な雨水流入の軽減と地下水のかん養に有効な雨水浸透桝の設置について費用を助成する「雨水浸透桝設置助成制度」を設け、同制度を活用した設置普及を促進している。

このように本市の治水対策は、国・県と連携を図りながら、河川氾濫防止を目的として河川環境や地域づくり等に配慮した河川整備を行っている。また、これと合わせて、内水対策や雨水流出抑制等を実施し、総合的な治水対策を進めている。

雨水浸透桝設置状況　　（平28.3.31現在）

23		24		25		26		27	
件　数	個　数	件　数	個　数	件　数	個　数	件　数	個　数	件　数	個　数
340	743	225	483	181	373	127	292	71	150

市域の主要河川状況

水　系	河川名	級　別	流域面積 (k ㎡)	計画高水 流量(㎥/s)	河川延長 (km)	改　修 着手年	摘　　要
白　川	白　　川	1級	480	3,000	63.2	昭31	国土交通省管理（直轄区間17.3km）
緑　川	緑　　川	1級	1,100	4,200	71.3	〃 37	国土交通省管理（直轄区間30.8km）
	加 勢 川	1級	253.8	1,100	13.3	〃 37	国土交通省管理（直轄区間13.1km）
					7.6	〃	市管理
	無 田 川	1級	1.0	19	2.3	—	県管理
	木 部 川	1級	20.4	48.2	4.9	平4	〃
	天明新川	1級	6.5	120	11.6	昭54	〃
		準用	3.1	40	2.5	平元	市管理
	高 良 川	1級	1.9	—	1.5	—	県管理
	内 田 川	1級	6.5	50	4.2	昭50	〃
	矢 形 川	1級	37.9	340	13.7	〃 48	〃
	木 山 川	1級	100	660	16.5	〃 62	〃
	秋 津 川	1級	32.2	240	6.2	〃 44	〃
	鶯　　川	1級	2.8	32	1.5	平8	市管理（広域河川改修事業）
	健 軍 川	1級	14.6	190	7.0	昭47	〃　　〃
	藻器堀川 (本川)	1級	2.8	55	6.3	〃 63	〃　　〃
	保田窪 放水路	1級	5.3	95	1.3	〃 47	〃　　〃
	浜 戸 川	1級	93.1	520	27.3	〃 35	国土交通省管理（直轄区間 5.3km）
	潤　　川	1級	18.4	140	5.7	〃 60	県管理
	安 永 川	1級	—	—	1.1	—	〃
		準用	—	—	1.0	—	市管理
	五 双 川	準用	—	—	0.8	—	〃
	仁 子 川	1級	—	—	1.9	—	県管理
		準用	—	—	4.6	—	市管理
	谷 郷 川	1級	—	—	2.0	—	県管理
	錦 郷 川	1級	—	—	5.8	—	〃
	滑　　川	1級	—	—	2.2	—	〃
		準用	—	—	3.8	—	市管理
	旧天明 新　川	準用	10.09	20	7.5	平 24	〃　（準用河川改修事業）
	西 迫 川	準用	—	—	0.8	—	〃
	赤 迫 川	準用	—	—	0.6	—	〃
	柿 田 川	準用	—	—	1.2	—	〃
	東 迫 川	準用	—	—	0.8	—	〃
	逆 瀬 川	準用	—	—	1.2	—	〃
	御 領 川	準用	—	—	1.0	—	〃
	島 田 川	準用	—	—	3.5	—	〃

水　系	河川名	級　別	流域面積 (k ㎡)	計画高水 流量(㎥/s)	河川延 長(km)	改　修 着手年	摘　　要
菊池川	合 志 川	1級	123	675	22.0	昭28	国土交通省管理（直轄区間10.1km）
	木 葉 川	1級	50	200	12.1	〃21	県管理
	神の木川	1級	23	32.6	2.0	〃52	〃
	千 田 川	1級	4	50.4	7.4	〃49	〃
		準用	—	—	1.3	—	市管理
	宮 原 川	1級	3.2	40	5.2	昭47	県管理
	豊　田　川	1級	14.4	9.4	7.1	〃37	〃
	夏 目 川	1級	4.5	62.8	2.0	〃60	〃
	小 野 川	1級	4	48	3.2	〃48	〃
		準用	—	—	1.5	—	市管理
	中 谷 川	1級	—	—	2.2	—	県管理
		準用	—	—	1.1	—	市管理
	上 生 川	1級	20	80	4.5	昭37	県管理
	菖 蒲 川	準用	—	—	0.7	—	市管理
	小 畑 川	準用	—	—	1.0	—	〃
	大 平 川	準用	—	—	1.0	—	〃
	馬 瀬 川	準用	—	—	0.6	—	〃
	下岩野川	準用	—	—	1.8	—	〃
	大 井 川	準用	—	—	1.0	—	〃
	白 水 川	準用	—	—	1.5	—	〃
	服 部 川	準用	—	—	0.5	—	〃
	野 間 川	準用	—	—	0.3	—	〃
	長 谷 川	準用	—	—	0.3	—	〃
	小　園　川	準用	—	—	1.2	—	〃
	北　井　川	準用	—	—	1.5	—	〃
坪井川	坪 井 川	2級	84.6	560	23.2	〃33	県管理
	井 芹 川	2級	57.1	360	14.6	〃39	〃
	堀　　川	2級	42.7	120	10.8	〃53	〃
	西 浦 川	2級	5.0	—	2.1	—	〃
	西 谷 川	2級	13.2	—	3.6	—	〃
	立福寺川	2級	5.3	—	1.7	—	〃
	万 石 川	2級	3.6	75	1.2	昭 48	市管理
	兎 谷 川	2級	1.7	35	0.8	〃48	〃
	麹　　川	2級	3.1	59	1.7	〃51	〃　（広域河川改修事業）
	谷尾崎川	準用	2.3	40	1.3	〃53	〃
	前　　川	準用	—	—	0.8	—	〃
	鐙 田 川	準用	—	—	1.8	—	〃
唐人川	唐 人 川	2級	—	—	3.0	—	県管理
単　独	河 内 川	2級	20	—	6.6	—	〃
	千間江湖	2級	2.2	15	4.7	昭 40	〃
	除　　川	2級	6.0	40	3.3	〃42	〃

※　記載数値は、河川整備計画(工事実施計画)を記載。未策定河川は、河川(準用)現況調書延長を適用。

１３　公　園　緑　地（公園課）

清れつな地下水や豊かな緑など本市の恵まれた自然環境は、都市に潤いを与えるとともに、市民生活の良好な環境の形成に大きな役割を果たしている。この豊かな自然を、後世に偉大な資産として継承することは、私たちの“つとめ”であり、本市では熊本城、立田山などの拠点緑地や、水前寺江津湖、白川、坪井川などの親水空間を都市づくりの中核として良好な都市景観の維持・形成に配慮しつつ、季節感豊かで潤いに満ちた生活空間とするために公園としての整備を進め、また、都市部などの市街地では、まちの活性化の拠点として、周辺市街地では日常的な余暇活動の拠点として公園の整備を推進している。

平成２８年４月１日現在での本市の都市公園等の整備状況は、９８５カ所、７０３．７０haである。このほか、民有地等を借地した７４カ所、６．１９ｈａの「まちの広場等」を供用している。

今後の公園施策については、適正な維持管理に力を入れることで、整備された公園の有効活用を促進し、新規整備においては市民一人当たりの公園面積の公平性を図るなど、今までの量的な取り組みを緩やかに継続させながら質の向上を図り、利用される地域住民とともに公園を豊かに育んでいくことが重要と考え、施策方針として次の３つを掲げた。

１　適正な維持・管理の推進

公園を地域の共有財産と位置づけ、公園愛護会等のボランティア団体や地域住民、学校、企業等と行政との協働により大切に維持・管理する。

２　時代のニーズに対応した利用したい公園への再生

高齢者や障がいのある人への対応、健康増進、子育て支援や多世代交流、子どもたちの成長支援の機能等を付加することで、時代のニーズに対応した誰もが使いやすく利用したい公園への再生に取り組む。

３　重点的な公園づくり

住区基幹公園(住民にもっとも身近な街区公園･近隣公園・地区公園)の一人当たり面積が著しく低い校区については、財政計画と整合を図りながら、市民参画による新たな公園づくりを重点的に進める。

都市公園等の整備状況

(平28.4.1現在)

種別	都市計画決定					②都市計画決定していないが供用しているもの		供用しているもの(①+②)			備考
	計画決定		①供用								
	箇所数	面積(ｈａ)	箇所数	面積(㎡)	供用率(%)	箇所数	面積(㎡)	箇所数	面積(㎡)	１人当りの面積(㎡／人)	
街区公園	175	41.47	175	423,796	102	687	533,997	862	957,793	1.29	
近隣公園	29	49.10	27	395,289	81	2	31,860	29	427,149	0.58	
地区公園	8	39.50	7	318,564	81	－	－	7	318,564	0.43	
総合公園	3	82.20	3	795,222	97	2	229,664	5	1,024,886	1.39	
運動公園	3	123.50	2	1,120,219	91	1	33,008	3	1,153,227	1.56	※1
特殊公園(風致)	3	15.50	3	171,612	111	4	249,845	7	421,457	0.57	※2
特殊公園(歴史)	6	9.00	6	75,826	84	10	227,680	16	303,506	0.41	
広域公園	1	126.90	1	1,254,368	99	－	－	1	1,254,368	1.70	※3
緑地	14	214.84	14	563,537	26	38	260,575	52	824,112	1.11	
墓園	3	36.30	3	351,906	49	－	－	3	351,906	0.48	
都市公園合計	245	738.31	241	5,470,339	74	744	1,566,629	985	7,036,968	9.51	
まちの広場	－	－	－	－	－	74	61,889	74	61,889	0.08	
その他	－	－	－	－	－	7	14,794	7	14,794	0.02	
合計	245	738.31	241	5,470,339	74	825	1,643,312	1,066	7,113,651	9.61	

(※1) 熊本県立総合運動公園含む。
(※2) 本妙寺山緑地公園、万日山緑地公園含む。
(※3) 総合体育館湖面含む。
(注1) 人口（推計人口）は、平成２８年４月１日現在の人口７３９，９９１人。
(注2) 都市計画決定された供用面積には、都市計画決定されていない供用面積を一部含む。

市民一人当たり都市公園等面積の推移

年度 / 区分 / 種別	23			24			25			26			27		
	公園数	面積 (ha)	一人当面積 (㎡)	公園数	面積 (ha)	一人当面積 (㎡)	公園数	面積 (ha)	一人当面積 (㎡)	公園数	面積 (ha)	一人当面積 (㎡)	公園数	面積 (ha)	一人当面積 (㎡)
利用中の街区公園	788	92.07	1.25	810	92.38	1.25	825	93.41	1.27	848	93.91	1.27	862	95.78	1.29
利用中の全公園	908	654.66	8.91	931	661.24	8.97	946	679.83	9.21	971	701.77	9.50	985	703.70	9.51

１４　土木センター

地域に密着した土木行政を実現するため、東部土木センター、西部土木センター（富合・城南地域整備室、河内分室含む）、北部土木センター（植木地域整備室含む）を設置し、道路・河川・水路（市街化区域内）・公園の財産管理、新設改良及び維持管理を行っている。また道路パトロールや橋梁の一斉点検を実施するなど、効率的で適切な維持管理に取り組んでいる。

その他、私道については昭和５２年度から私道整備補助金制度を設け、舗装、排水施設等の改良、防護柵の設置を対象に補助金を交付し、住民の生活環境整備を図っている。（熊本市私道整備補助金交付規則）

名称	所在地	連絡先
東部土木センター	熊本市東区佐土原3丁目1-65	096-367-4360
西部土木センター	熊本市西区蓮台寺5丁目7-1	096-355-2936
河内分室	熊本市西区河内町船津2069-5（河内総合出張所内）	096-276-1115
富合地域整備室	熊本市南区富合町清藤405-3（南区役所内）	096-357-4154
城南地域整備室	熊本市南区城南町宮地1050（城南総合出張所内）	0964-28-2133
北部土木センター	熊本市北区鹿子木町66	096-245-5050
植木地域整備室	熊本市北区植木町岩野238-1（北区役所内）	096-272-1115

（１）業務内容

- 道路・河川・水路・公園の財産管理
- 道路・河川・水路・公園の新設改良及び維持管理
- 道路の交通安全施設工事
- 私道の整備補助
- 災害復旧事業
- 事業に必要な用地の買収及び補償
- 道路台帳及び地籍調査の成果の写しの交付
- 公園の除草・清掃業務

（２）私道の整備補助状況

年度	件数	側溝延長（m）	舗装面積（㎡）	防護柵（m）	補助額（千円）
23	18	325.8	2,684.5	0.0	11,278
24	13	205.0	2,349.0	0.0	11,972
25	11	165.0	2,252.0	0.0	11,529
26	15	102.0	2,717.0	0.0	12,375
27	14	137.0	2,540.0	0.0	13,307